

共済規程

オホーツク農業共済組合

目 次

第 1 章 総則（第1条～第24条）	共	—	1
第 2 章 農作物共済（第25条～第42条）	共	—	8
第 3 章 家畜共済（第43条～第74条）	共	—	18
第 4 章 畑作物共済（第75条～第92条）	共	—	36
第 5 章 園芸施設共済（第93条～第113条）	共	—	43
第 6 章 削除（第114条～第143条）	共	—	51
第 7 章 損害評価会及び損害評価員等（第144条～第152条）	共	—	51
第 8 章 家畜診療所（第153条～第155条）	共	—	52-2
附 則	共	—	53
別記・別表	共	—	55
共済規程附属書	共	—	60

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、この組合が農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づいて行う農業共済事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)

第2条 この組合は、その行う共済事業のうち、農作物共済にあつては第1号、家畜共済にあつては第2号、畑作物共済にあつては第3号、園芸施設共済にあつては第4号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によって生じた損害について、この組合との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付するものとする。

(1) 共済目的 水稲及び麦
共済事故 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害（法第150条の3の2に規定する農作物共済にあつては、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）

(2) 共済目的 出生後第5月の月の末日（法第84条第1項第3号の規定により農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣の定めた日）を経過した牛（以下「成牛」という。）、子牛等（成牛以外の牛及び牛の胎児をいい、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものに限る。以下同じ。）、出生の年の末日（同号の規定により農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣の定めた日）を経過した馬、出生後第5月の月の末日を経過した種豚及び出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日。以下同じ。）から出生後第8月の月の末日までの肉豚（種豚以外の豚をいう。以下同じ。）ただし、第43条第4項の規定により成立する共済関係（以下「特定包括共済関係」という。）にあつては、出生後第20日に日を経過した肉豚

共済事故 牛、馬及び種豚にあつては死亡（と殺による死亡及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第58条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下同じ。）、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚にあつては死亡

(3) 共済目的 ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん（手亡類、金時類、うずら類、大福類及びとら豆類のいんげん並びにべにばないんげんのいんげんの品種に限る。）、てん菜（専ら製糖用に供するため栽培される品種に限る。）、そば、スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃ（次号の特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻

- 害されることを防止するための施設(当該施設に附属する設備を含む。)を除く。)を用いて栽培されているものを除く。)
- 共済事故 風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収(てん菜にあっては、農作物の減収及び糖度の低下)
- (4) 共済目的 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。)の用に供する施設(以下「施設園芸用施設」という。)のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設(これらに附属する設備を含むものとし、被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設、単位面積当たりの再建築価額(当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再築するのに要する費用に相当する金額をいう。)が農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。)第15条の6の規定により農林水産大臣の定める金額に満たないもの及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設(その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。)を除く。以下「特定園芸施設」という。)
- 共済事故 風水害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害
- (5) 削除
- 2 前項第2号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。
- (1) 疾病又は不慮の傷害(第3号に掲げる疾病及び傷害を除く。)によって死にひんしたとき。
- (2) 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき(家畜伝染病予防法第58条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。)
- (3) 骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症、牛白血病若しくは創傷性心臓のう炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯が疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂であって採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。
- (4) 盗難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実の明らかとなった日の翌日から起算して30日以上生死が分明でないとき。
- (5) 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であって共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき。
- (6) 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌

乳期において明らかとなったとき。

(7) 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなきとき。

- 3 第46条の包括共済関係の成立により消滅した第54条第1項の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜についての前項第5号及び第6号の規定の適用については、当該包括共済関係に係る共済責任は、当該個別共済関係に係る共済責任の始まった時に始まったものとみなす。

- 4 この組合の包括共済に付されていた家畜であって、第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継によりこの組合の他の包括共済に新たに付されたものについての第2項第5号及び第6号の規定の適用については、当該他の包括共済に係る共済責任は、当該承継の際現にこの組合と当該権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人との間に存する包括共済に係る共済責任の始まった時に始まったものとみなす。
- 5 次に掲げる物は、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とすることができる。
- (1) 次に掲げる施設園芸用施設であって、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの（園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通される施設園芸用施設及び通常の管理が行われず又は行われぬおそれがある施設園芸用施設を除く。以下「附帯施設」という。）
- イ 温湿度調節施設
 - ロ かん水施設
 - ハ 排水施設
 - ニ 換気施設
 - ホ 炭酸ガス発生施設
 - ヘ 照明施設
 - ト シャ光施設
 - チ 自動制御施設
 - リ 発電施設
 - ヌ 病虫害等防除施設
 - ル 肥料調製散布施設
 - ヲ 養液栽培施設
 - ワ 運搬施設
 - カ 栽培棚
 - ヨ 支持物
- (2) 特定園芸施設を用いて栽培される農作物（法第3章の規定による農作物共済及び畑作物共済に係る農作物、園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通される農作物、通常の肥培管理が行われず又は行われぬおそれがある農作物及び育苗中の農作物を除く。以下「施設内農作物」という。）

6 削 除

（共済掛金の払込義務）

第3条 組合員は、この規程で定めるところにより、共済掛金のうち組合員の負担に係る部分の金額（以下「組合員負担共済掛金」という。）をこの組合に払い込まなければならない。

（事務費の賦課）

第4条 この組合は、毎事業年度、この組合が必要とする事務費予定額から法第14条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び北海道農業共済組合連合会からこの組合に賦課された賦課金の支払に充てる費用を組合員に賦課するものとする。

2 前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、総代会で定

める。

- (1) 水稻共済割
- (2) 麦共済割
- (3) 家畜共済割
- (4) 畑作物共済割
- (5) 園芸施設共済割
- (6) 組合員割

3 削 除

- 4 第1項の規定による賦課金（以下「賦課金」という。）の払込期限は、当該賦課金に係る共済目的又は共済関係についての組合員負担共済掛金の払込期限（家畜共済割により賦課する賦課金にあつては、第72条第1項に規定により組合員負担共済掛金の分割払いが認められている場合には、第1回目の払込期限、組合員割により賦課される賦課金にあつては家畜についての組合員負担共済掛金の払込期限）と同一の期限とする。
- 5 賦課金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

（督促及び滞納処分）

第5条 この組合は、農作物共済に係る組合員負担共済掛金又は賦課金（以下この条及び次条において「組合員負担共済掛金等」という。）を滞納する者がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促するものとする。

- 2 この組合は、前項の規定による督促をした場合において、正当な理由がないのに、その督促を受けた者が督促状で指定する期限までに滞納に係る組合員負担共済掛金等及びこれに係る次条第1項の延滞金を完納しないときは、当該組合員が住所を有する市町村に対し、その徴収を請求するものとする。
- 3 前項の規定による請求をした場合において、請求を受けた市町村が地方税の滞納処分の例によりこれを処分したときは、この組合は、その徴収金額の100分の4に相当する金額を当該市町村に交付するものとする。
- 4 市町村が第2項の規定による請求を受けた日から30日以内にその処分に着手せず、又は90日以内にこれを終了しないときは、この組合は、北海道オホーツク総合振興局長の認可を受けて、地方税の滞納処分の例によりこれを処分するものとする。
- 5 前2項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 6 第1項の規定による督促は、民法（明治29年法律第89号）第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有するものとする。

（延滞金）

第6条 この組合は、農作物共済に係る組合員負担共済掛金等を滞納する者から、滞納に係る組合員負担共済掛金等の額につき年10.75パーセントの割合で、払込期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。

- 2 滞納に係る組合員負担共済掛金等の金額が2,000円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。
- 3 前2項の規定により計算した金額が1,000円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

- 4 この組合は、特別の事由があると認めるときは、理事会の議決を経て第1項の規定による延滞金を減免することができる。

(組合員負担共済掛金等に関する権利の消滅時効)

- 第7条** 組合員負担共済掛金若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、組合員負担共済掛金の返還又は払い戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

(共済金請求権の譲渡し及び差押えの禁止等)

- 第8条** 共済金の支払を受ける権利は、これを譲渡し、又は差し押えることができない。
2 組合員は、この組合に支払うべき組合員負担共済掛金及び賦課金について相殺をもってこの組合に対抗することができない。

(共済金の最低額)

- 第9条** この組合が組合員に対して支払う共済金の額は、この組合が北海道農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額を下らないものとする。

(共済目的の譲受けによる共済関係の承継)

- 第10条** 農作物共済の共済目的の譲受人(農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う耕作に係る共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この項及び第8項において同じ。)は、共済関係に関し譲渡人(農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う耕作に係る共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体。)の有する権利義務を承継する。ただし、当該共済目的の譲受人がこの組合の組合員でないときは、この限りでない。
2 家畜共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済目的の譲受人(農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う栽培に係る共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この項、第4項及び第6項において同じ。)は、この組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人(農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う栽培に係る共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体。)の有する権利義務を承継することができる。この場合において、家畜共済にあつては譲受人の住所(譲受人が法人である場合は、その事務所の所在地。)が北海道の区域外にある場合、家畜を北海道の区域外において飼養し、又は飼養しようとする場合及び承諾の申請につき第45条第1号又は第4号に掲げる事由がある場合、畑作物共済又は園芸施設共済にあつては譲受人の住所(譲受人が法人である場合はその事務所の所在地、譲受人が農業共済資格団体である場合はその代表権を有する者の住所。)が北海道の区域外にある場合には、この組合は、承諾を拒むものとする。
3 この組合は、家畜共済の共済関係に関する権利義務の承継について第2項の承諾をする場合には、当該権利義務は、当該譲受人が当該共済関係に係る共済掛金期間の満了の時にこの組合の組合員である場合を除き、当該共済掛金期間の満了の時に消滅する旨の条件を付するものとする。
4 第2項の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から2週間以内に、その者の住所(譲受人が法人である場合はその事務所の所在地、譲受人が農業共済資格団体である場合はその代表権を有する者の住所。)、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、この組合に承諾の申請をしなければならない。

5 削 除

- 6 この組合は、第4項の規定による申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。
- 7 第2項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時。）からその効力を生ずる。
- 8 農作物共済の譲受人でこの組合の組合員でないものについては、第2項前段、第4項、第6項及び第7項の規定を準用する。
- 9 共済目的について相続その他の包括承継があった場合には、前8項の規定を準用する。

（損害防止の義務等）

第11条 組合員は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならない。

- 2 この組合は、前項の管理その他損害防止について組合員を指導することができる。

3 削 除

（損害防止の処置の指示）

第12条 この組合は、組合員に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、組合員の負担した費用は、この組合の負担とする。

（損害防止施設）

第13条 この組合は、家畜診療所のほか、損害防止のため必要な施設をすることができる。

（立入調査権）

第14条 この組合は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

（通知義務）

第15条 組合員は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

- 2 組合員は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項をこの組合に通知しなければならない。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の発生の年月日
- (3) 災害により被害を受けた場所その他災害によって生じた損害の状況
- (4) その他災害の状況が明らかとなる事項

- 3 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書又は検案書（第2条第2項第4号の場合においては、警察官の証明書又はこれに準ずる書類）を添付しなければならない。ただし、肉豚に係る通知又は種豚の死亡（火災、伝染病の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）によるものを除く。）に係る通知については、この限りではない。

- 4 第2項の場合において、必要があると認めるときは、この組合は、死体の剖検をし又は廃用に係る家畜のと殺若しくは法令の規定によると殺処分に関する当該公務員の証明書を徴するものとする。又、第49条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げるものを共済事故としない旨組合員が申出をしているときは、この組合は、火災にあっては出火

の事実がわかる書類、気象上の原因による災害にあつては気象観測資料等を徴するものとし、伝染病にあつては家畜保健衛生所から病性鑑定書等の提出があつた場合を除き、最寄りの家畜保健衛生所に届出のあつた事実を確認するものとする。

- 5 園芸施設共済に係る第94条第2項又は第3項の申出をした組合員は、第2項の規定による通知後、速やかに、復旧計画書（撤去又は復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。）を提出しなければならない。
- 6 園芸施設共済に係る第94条第2項又は第3項の申出をした組合員は、撤去又は復旧をしたときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。
- 7 前項の規定による通知は、特定園芸施設撤去費用額（規則第33条の27第2項の特定園芸施設撤去費用額をいう。以下同じ。）又は園芸施設復旧費用額（同条第3項の園芸施設復旧費用額をいう。以下同じ。）に係る領収書又は請求書を添えて共済事故の発生した日から1年以内にしなければならない。ただし、当該共済事故に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他組合員の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞つた場合であつて、当該通知を1年以内に行うことができないときは、当該1年が経過する前に組合の承認を受けて、3年を限り、その期間を延長することができる。

8 削 除

(損害の認定)

第16条 この組合が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従ってするものとする。

(損害評価会の意見聴取)

第17条 この組合は、その支払うべき農作物共済及び畑作物共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

(共済金の支払方法)

第18条 農作物共済、家畜共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る共済金の組合員への支払は、附属書共済金支払規程で定めるところによるものとする。

(共済金の仮渡し)

第19条 この組合は、共済金の仮渡しをすることができる。

2 前項の規定により仮渡しをする金額の総額は、この組合が北海道農業共済組合連合会から受けた保険金の仮渡し額を下らないものとする。

(支払責任のない損害)

第20条 この組合は、この規程に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる損害については、共済金を支払う責めに任じないものとする。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害
- (2) 共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害(園芸施設共済事業に係る損害に限る。)
- (3) 組合員又はその法定代理人(組合員以外の者で共済金を受けるべき者があるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。)の故意又は重大な過失によって生じた損害。ただし、組合員が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。
- (4) 組合員(農業共済資格団体にあってはその構成員)と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害(その親族が組合員に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。)

(危険の減少)

第21条 共済関係の成立後に、当該共済関係によりてん補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、組合員は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができる。

(共済関係の無効の場合の効果)

第22条 この組合は、共済関係の無効若しくは失効の場合又はこの組合が共済金支払の責めを免れる場合においても、すでに受け取った組合員負担共済掛金を返還しない。ただし、無効の場合において、組合員が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この

限りでない。

(第三者に対する権利の取得)

第23条 組合は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより組合員が取得する債権(以下この条において「組合員債権」という。)について当然に組合員に代位する。

(1) この組合が支払った共済金の額

(2) 組合員債権の額(前号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、組合員債権の額から当該不足額を控除した残額)

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、組合員は、組合員債権のうち組合が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る組合の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(農協等への事務委託)

第24条 この組合は、組合員負担共済掛金及び賦課金並びに第6条第1項の延滞金の徴収(第5条(第73条において準用する場合を含む。)の規定による督促及び滞納処分を除く。)に係る事務、損害防止のため必要な施設に係る事務、第32条第1項の農作物共済の共済細目書、第44条第1項の家畜共済の申込書、第77条第1項の畑作物共済の申込書又は第94条第1項の園芸施設共済の申込書の受理に係る事務、農作物に係る収穫物の生産数量、農作物に係る収穫物の品質若しくは価格又は施設園芸用施設に係る資材の購買数量若しくは価格の調査に係る事務並びに共済金の支払に係る事務(当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。)をこの組合の区域内の農業協同組合等に委託することができるものとする。

第2章 農作物共済

(共済関係の当然成立)

第25条 水稻又は麦の耕作の業務を営む者で、その営む当該農作物ごとの耕作の業務の規模のいずれかが定款第9条第1号及び第2号に掲げる基準に達するもの(以下この条において「農作物当然加入資格者」という。)が組合員となったとき又は組合員で農作物共済の共済関係の存しないものが農作物当然加入資格者となるに至ったときは、その時に、その者とこの組合との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。

ただし、本条又は次条第3項の場合において、定款第11条第1項の規定によりこの組合との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稻のうち新規開田地等(同項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。以下この項において同じ。)において耕作されるものがあり、又はその者の業務とする耕地に係る水稻のすべてが新規開田地等において耕作されるものであるときは、当該水稻については、その者とこの組合との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

(共済関係の任意成立)

第26条 組合員で水稻又は麦の耕作の業務を営むもののうち農作物共済の共済関係の存しないものは、農作物共済の共済関係の成立の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、次の事項を記載した申出書をこの組合に提出してするものとする。
 - (1) 申出者の氏名及び住所（法人たる組合員にあつてはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、農作物共済資格団体（法第16条第1項の「農作物共済資格団体」をいう。以下同じ。）たる組合員にあつてはその名称並びにその代表者の氏名及び住所）
 - (2) 共済目的の種類
 - (3) 耕地の所在地及びその耕作面積
- 3 第1項の申出があつたときは、その申出を受理した日から起算して20日を経過した時に、当該申出をした者とこの組合との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。ただし、この組合が、その申出を受理した日から起算して20日以内に、正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

（共済関係が存しない場合）

第27条 第25条又は前条第3項の場合において、これらの規定によりこの組合との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稻又は麦が、その共済関係の成立の際、現に共済責任期間の始期を過ぎているものであるときは、その期間に係る当該農作物については、その者とこの組合との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

2 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者の業務とする耕作に係る水稻又は麦で特定の年産に係るものにつき、次に掲げる事由がある場合において、この組合が当該事由が存する旨の北海道オホーツク総合振興局長の認可を受けて指定したときは、当該指定に係る農作物については、当該共済関係は、存しないものとする。

- (1) 当該農作物が当該共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。
- (2) 当該農作物に係る基準収穫量（第38条第3項の規定により定められる基準収穫量をいう。以下同じ。）の適正な決定が困難であること。
- (3) 当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないことその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、又は行われぬおそれがあること。

（共済関係の消滅）

第28条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者が、組合員たる地位を失わずに水稻及び麦の耕作の業務を営む者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

2 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者でその営む水稻又は麦ごとの耕作の業務の規模がいずれも定款第9条第1号及び第2号に掲げる基準に達していないものは、当該共済関係の消滅の申出をすることができる。

3 前項の申出は、申出書をこの組合に提出してするものとする。

4 第2項の申出があつたときは、その申出を受理した時に、農作物共済の共済関係は、消滅するものとする。

（共済関係の停止）

第29条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者は、その営む水稻又は麦ごとの耕作の業務の規模が定款第9条第1号及び第2号に掲げる基準に達しないときは、その達しない業務に係る農作物については、当該基準に達しない年ごとに、農作物共済の共済関係

係の停止の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、当該農作物について共済責任期間が開始する2週間前までに、申出書をこの組合に提出してするものとする。
- 3 第1項の申出があったときは、当該申出に係る年産の当該農作物については、この組合と当該申出をした者との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

(共済関係の消滅しない場合)

第30条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合(この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者が農作物共済資格団体であるときは、その構成員が住所をこの組合の区域外に移転したことにより当該農作物共済資格団体が組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合)において、その者の業務とする耕作に係る第2条第1項第1号の農作物がその移転の際現に次条各号に掲げる期間の始期を過ぎているものであり、かつ、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、その期間に係る当該農作物については、当該共済関係は、なお存続するものとする。

(共済責任期間)

第31条 農作物共済の共済責任期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 水稲については、本田移植期(直播をする場合にあっては、発芽期)から収穫をするに至るまでの期間
- (2) 麦については、発芽期(移植をする場合にあっては、移植期)から収穫をするに至るまでの期間

(共済細目書の提出)

第32条 組合員は、毎年次の各号に掲げる期日までに、この組合に、共済細目書を提出しなければならない。

- (1) 水稲 5月25日
- (2) 麦1類 9月20日
- (3) 麦6類 4月30日
- (4) 麦7類 4月30日

2 前項の共済細目書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 組合員の氏名及び住所(法人たる組合員にあってはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、農作物共済資格団体たる組合員にあってはその名称並びにその代表者の氏名及び住所)
- (2) 共済目的の種類
- (3) 耕地の所在地及びその耕作面積(法第150条の3の2の規定による農作物共済に付することを申し込む場合にあっては、耕地の所在地及びその耕地面積並びに当該農作物共済の共済目的の種類等(法第106条第1項第1号の農作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。)に係る収穫物の出荷計画)
- (4) その他共済目的を明らかにすべき事項

3 第1項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

4 この組合から規則第27条の6第1項に規定する承認を得ている組合員は、第2項各号

に掲げる事項を電磁的方法により提出することができる。ただし、当該事項は期日までに組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されることを要するものとする。

(組合員負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第33条 水稻に係る農作物共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別（法第107条第1項の農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る第36条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの組合の当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物危険段階基準共済掛金率（法第107条第4項の農作物危険段階基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

2 麦に係る農作物共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る第36条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの組合の当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物基準共済掛金率及びこの組合の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物共済掛金国庫負担割合（法第12条第2項の農作物共済掛金国庫負担割合をいう。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額とする。

3 農作物共済に係る組合員負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける組合員に係る組合員負担共済掛金は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により計算される金額から更に当該組合員の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

4 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第34条 組合員は、農作物共済に係る組合員負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までにこの組合に払い込むものとする。

- (1) 水 稻 7月25日
- (2) 麦1類 1月31日
- (3) 麦6類 7月25日
- (4) 麦7類 7月25日

(共済金額)

第35条 農作物共済の共済金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに別表1の左欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等につき、同表中欄に掲げる農作物共済の共済事故等による種別ごとに同表右欄に掲げる金額のうちから、組合員（法第106条第1項第3号又は法150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあつては、規則第47条の9においてそれぞれ規定する者（法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあつては、規則第47条の9において規定する者のうち、その者が耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全

量を原則として過去5年間において法第150条の3の5第2項において読み替えて準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限る。)に該当する者に限る。)が申し出たいずれかの金額(組合員が第32条第1項に規定する共済細目書(水稲については、第5項の申出書)の提出期限までに申し出をしなかった場合にあっては、甲の金額)とする。

別表1

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別		共済金額
水 稲	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	甲
		100分の30	
		100分の40	
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	乙
		100分の20	
		100分の30	
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90	丙
		100分の80	
		100分の70	
麦1類、麦6類及び麦7類	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	甲
		100分の30	
		100分の40	
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	乙
		100分の20	
		100分の30	
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90	丙
		100分の80	
		100分の70	

甲は、組合員ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物共済の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計に、上の表の中欄に掲げる割合から組合員が選択した割合ごとに、100分の20を選択した場合にあっては、100分の80、100分の30を選択した場合にあっては、100分の70、100分の40の場合にあっては、100分の60をそれぞれ乗じて得た金額とする。

なお、組合員が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期限までに同表中欄に掲げる割合について申出をしなかったときは、当該組合員に適用する割合は100分の40とする。

乙は、組合員ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物共済の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計に、上の表の中欄に掲げる割合から組合員が選択した割合ごとに、100分の10を選択した場合にあっては、

100分の90、100分の20を選択した場合にあっては、100分の80、100分の30の場合にあっては、100分の70をそれぞれ乗じて得た金額とする。

なお、組合員が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期限までに、同表中欄に掲げる割合について申出をしなかったときは、当該組合員に適用する割合は100分の30とする。

丙は、組合員ごとに、基準生産金額に100分の60を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額に、上の表の中欄に掲げる割合から組合員が選択した割合ごとに、100分の90を選択した場合にあっては、100分の90、100分の80を選択した場合にあっては、100分の80、100分の70を選択した場合にあっては、100分の70に相当する金額（以下「特定農作物共済限度額」という。）をそれぞれ超えない範囲内において、当該組合員が申し出た金額とする。

なお、組合員が第32条第1項に規定する共済細目書（水稻については、第5項の申出書）の提出期限までに、当該組合員に係る共済金額について申し出をしなかったときは、当該組合員に係る当該共済金額は、当該組合員の基準生産金額に100分の70を乗じて得た金額とする。

2 前項の基準生産金額は、組合員ごと及び農作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第150条の3の3第2項の農林水産大臣が定める準則に従い、この組合が定める。

3 第1項の単位当たり共済金額は、別表2の左欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別につき同表中欄に掲げる法第107条第4項の規定による危険段階別に同表右欄に掲げる金額とする。

ただし、第1項の申出をしなかった場合にあっては、法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額（飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの）にあっては飼料の用に供するものとして定めた金額、米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの）にあっては米粉の用に供するものとして定めた金額）のうち最低のものとする。

別表2

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別	危険段階	単位当たり共済金額
水 稻	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	法第107条第4項の規定により組合が定める危険段階の別
		100分の30	
		100分の40	
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	同 上
		100分の20	
		100分の30	

麦 1 類 麦 6 類 及 び 麦 7 類	法第106条第 1 項第 2 号に規定する金 額を共済金額とす る農作物共済	100分の20	同 上	法第106条第 2 項の 規定により農林水 産大臣が定めた 2 以上の金額のうち 1 番目に高額のも の
		100分の30		
		100分の40		
	法第106条第 1 項第 3 号に規定する金 額を共済金額とす る農作物共済	100分の10	同 上	
		100分の20		
		100分の30		

4 組合員が水稻（飼料用米、米粉用米を含む）に係る農作物共済について、次の各号に掲げる金額のうちの一つの金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該組合員に係る第 1 項の単位当たり共済金額は前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。

- (1) 法第106条第 2 項の規定により農林水産大臣が定めた 2 以上の金額のうち 2 番目に高額のものと同額の金額
- (2) 法第106条第 2 項の規定により農林水産大臣が定めた 2 以上の金額のうち最低額と同額の金額

5 前項の申出は、毎年、5月25日までに申出書をこの組合に提出してするものとする。

(共済掛金率)

第36条 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び法第107条第 4 項の規定による危険段階別に、当該危険段階に係る農作物危険段階基準共済掛金率と同率とする。

(農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第37条 理事は、農作物共済の共済掛金率、各危険段階に属する組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び農作物共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所（組合員たる農作物共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下本条において同じ。）、共済掛金率のうち組合員が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した農作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとしてすることができる。

2 理事は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、毎年当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第31条の共済責任期間が開始する10日前までに、前項に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

3 組合員は、いつでも、第 1 項の農作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該組合員に係るものに限るものとする。

(共済金の支払額)

第38条 農作物共済に係る共済金は、別表の左欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等につき同表中欄に掲げる農作物共済の共済事故等による種別ごとに同表右欄に掲げる金額とする。

別 表

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別		共 済 金
水 稲	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	甲
		100分の30	
		100分の40	
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	乙
		100分の20	
		100分の30	
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90	丙
		100分の80	
		100分の70	
麦1類、麦6類及び麦7類	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	甲
		100分の30	
		100分の40	
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	乙
		100分の20	
		100分の30	
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90	丙
		100分の80	
		100分の70	

甲は、組合員ごとに、当該組合員が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかった耕地については、その差し引いて得た数量を法第109条第1項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が、上の表の中欄に掲げる割合のうち第35条第1項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに、当該耕地ごとの基準収穫量の合計の、100分の20の場合にあっては、100分の20を、100分の30の場合にあっては、100分の30を、100分の40の場合にあっては、100分の40をそれぞれ超えた場合に、第35条第1項甲の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

乙は、組合員ごとに、共済事故による当該共済目的の減収量（当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従い認定されたその年における当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかった耕地については、その差し引いて得た数量を法第109条第3項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が、上の表の中欄に掲げる割合から第35条第1項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに、当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の10の場合にあっては、100分の10を、100分の20の場合にあっては、100分の20を、100分の30の場合

にあつては、100分の30をそれぞれ超えた場合に、第35条第1項乙の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

丙は、組合員ごとに、共済事故による当該共済目的の種類等たる農作物の減収又は品質の低下（農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量にその年における当該組合員の収穫に係る農作物の品質の程度に応じ規則第47条の8第1項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しないものに限る。）がある場合において、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従い認定された当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係るその年産の農作物の生産金額がその特定農作物共済限度額に達しない場合に、その特定農作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定農作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額

2 前項の表の甲又は乙を共済金とする共済関係にあつては、組合員ごとに、同項の規定により共済金が支払われない場合又は第1号又は第2号に掲げる金額が前項の規定を適用して算定して得た金額を超える場合であつて、当該組合員が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地で共済事故により収穫のないもの（以下「農作物収穫皆無耕地」という。）があるときは、同項の規定にかかわらず、第1号又は第2号に掲げる金額に相当する金額を共済金として支払うものとする。

(1) 別表1左欄に掲げる第35条第1項において組合員が選択した割合に応じ、第35条第1項甲の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計に、100分の70（第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかつた農作物収穫皆無耕地については、法第150条の5第1号の農林水産大臣が定める割合。）を乗じて得た金額に、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額

(2) 別表2左欄に掲げる第35条第1項において組合員が選択した割合に応じ、第35条第1項乙の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計に、100分の70（第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかつた農作物共済収穫皆無耕地については、法第150条の5第1号の農林水産大臣が定める割合。）を乗じて得た金額に、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額

別表1

第35条第1項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合	率
100分の20	1
100分の30	7分の6
100分の40	7分の5

別表2

第35条第1項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合	率
100分の10	1
100分の20	7分の6
100分の30	7分の5

- 3 第1項の表の甲及び乙に係る基準収穫量並びに前項第1号及び第2号の基準収穫量は、法第109条第4項の農林水産大臣が定める準則に従い、この組合が定める。
- 4 第1項の表の丙に係る基準収穫量は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに規則第47条の8第2項の農林水産大臣が定める準則に従い、この組合が定める。

(共済金額の削減)

第39条 この組合は、農作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- (1) 当該共済目的の種類に係る定款第54条第1項の不足金てん補準備金の金額
- (2) 当該共済目的の種類に係る定款第56条第1項の特別積立金の金額

(共済金の支払の免責)

第40条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第11条第1項の規定による義務を怠ったとき。
 - (2) 組合員が第12条の規定による指示に従わなかったとき。
 - (3) 組合員が第15条第1項又は第2項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - (4) 組合員が第32条第1項の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって共済細目書に不実の記載をしたとき。
 - (5) 組合員が第32条第3項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - (6) 組合員が正当な理由がないのに第34条の規定による払込みを遅滞したとき。
- 2 この組合は、組合員が植物防疫法（昭和25年法律第151号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。
 - 3 この組合は、法第106条第1項第1号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、組合員がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払いの義務を有しない。

(共済金支払額、減収量等の公告)

第41条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、組合員ごとに、共済金の支払額、農作物共済減収量（第35条第1項甲に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあっては、同項甲に規定する割合から組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに、第38条第1項甲の減収量が同項甲の基準収穫量の合計のそれぞれ100分の20、100分の30及び100分の40を超える場合におけるその超える部分の当該減収量をいい、第35条第1項乙に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあっては、同項乙に規定する割合から組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに、第38条第1項乙の減収量が同項乙の基準収穫量の合計のそれぞれ100分の10、100分の20及び100分の30を超える場合におけるその超える部分の当該減収量をいい、第35条第1項丙に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあっては、第38条第1項丙の生産金額の減少額及び特定農作

物共済減収量(規則第47条の8第1項の規定に基づき農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えた後の数量をいう。)、共済金の支払期日及び支払方法を公告するものとする。

(無事戻し)

第42条 この組合は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号の一に該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前3事業年度間に共済責任期間が満了した共済目的に係る組合員負担共済掛金(以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。)の3分の1に相当する金額(当該前3事業年度間に共済金の支払を受け、又は当該事業年度の前2事業年度間にこの条の規定による無事戻金(法第102条の規定による払戻金をいう。以下同じ。)の支払を受けたときは、当該3分の1に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額。)を限度として、当該組合員に対して無事戻し(同条の規定による払戻しをいう。以下同じ。)をすることができる。

(1) 当該事業年度の前3事業年度にわたり共済金の支払いを受けないとき。(当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員負担分の3分の1に相当する金額以上の金額であるときを除く。)

(2) 当該事業年度の前3事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員負担分の3分の1に相当する金額(当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該3分の1に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額)に満たないとき。

2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該共済目的の種類に係る定款第56条第1項の特別積立金の金額に当該共済目的の種類につき北海道農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

第3章 家畜共済

(共済関係の成立)

第43条 乳牛の雌等(乳牛の雌及び乳牛の子牛等(規則第29条の乳牛の子牛等をいう。)をいう。以下同じ。)、肉用牛等(乳牛の雌等及び種雄牛以外の牛並びに乳牛以外の牛の胎児をいう。以下同じ。)、種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚(以下「包括共済対象家畜」と総称する。)に係る家畜共済の共済関係は、組合員が、肉豚以外の包括共済対象家畜に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごとに、その飼養する包括共済対象家畜で第2条第1項第2号に掲げる牛(牛の胎児であつてその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものを含む。)、同号に掲げる馬又は同号に掲げる種豚であるものを一体として、肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、かつ、飼養区分(規則第29条の2の飼養区分をいう。以下同じ。)ごとに家畜共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

2 種雄牛又は種雄馬に係る家畜共済の共済関係は、家畜ごとに、組合員がその飼養する種雄牛又は種雄馬で第2条第1項第2号に掲げる牛(成牛に限る。)又は馬であるもの

を家畜共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

3 包括共済対象家畜（子牛等及び肉豚を除く。以下この項において同じ。）であって、次の各号に掲げる事由があるものについては、第1項の規定にかかわらず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。

(1) この組合が当該組合員からの当該包括共済対象家畜についての第1項の規定による申し込みにつき、第45条第1号の理由によりその承諾を拒んだこと（同号の理由がなくなった場合を除く。）。

(2) 当該包括共済対象家畜と同一の包括共済対象家畜の種類たる家畜につき当該組合員との間に第54条第1項の個別共済関係が存していること（当該包括共済対象家畜につき第46条の包括共済関係が存している場合を除く。）。

4 肉豚を飼養する組合員で次に掲げる基準のすべてに適合する者が、その者の飼養する肉豚で出生後第20日の日を経過したものを一体として家畜共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾した場合は、第1項の規定にかかわらず、当該承諾によって、当該肉豚に係る家畜共済の共済関係が成立するものとする。

(1) 必要に応じ実施する畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のために必要な事項が把握できること。

(2) 過去3年間において母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後も当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。

(3) 過去3年間においてその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚（特定包括共済関係の存する者が当該特定包括共済関係の成立の後に畜舎の増築若しくは改修により飼養頭数を増加させるため又は共済事故の発生による飼養頭数の大幅な減少を補うため出生後第20日の日を経過した肉豚を飼養するに至ったときは、当該肉豚を除く。以下この号において同じ。）のおおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。

(4) 肉豚を過去3年間において肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる卸売市場等に出荷しており、かつ、今後とも肉豚を当該卸売市場等に出荷することが確実であると見込まれること。

(家畜共済の申込み)

第44条 組合員が第43条の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

(1) 申込者の氏名及び住所（法人たる組合員にあつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）

(2) 共済関係の種類、第43条第1項の規定による申込みにあつては包括共済対象家畜の種類並びに飼養頭数及び牛の胎児であつてその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したもの（その共済掛金期間中に、達する可能性のあるものを含む。）の数、同条第2項又は第3項の規定による申込みにあつては共済目的の種類、同条第4項の規定による申込にあつては肉豚の飼養頭数

(3) 申込みに係る家畜の飼養場所

(4) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この組合は、第43条の規定による申込みを受けたときは、当該家畜の健康診断を行い、

当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

- 3 第1項の申込書に記載した事項に変更（第47条第1項、第3項、第4項又は第6項の規定による異動を除く。）が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

（申込みの承諾を拒む場合）

第45条 この組合は、組合員から第43条の規定による申込みを受けた場合において、その申込みにつき、特定包括共済関係及び次条の包括共済関係に係るものである場合にあっては第1号、第54条第1項の個別共済関係に係るものである場合にあっては第2号から第4号までのいずれかに掲げる事由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

- （1） その申込みに係る家畜のうち次号から第4号まで又は第54条第1項各号に掲げるものがあるため、その申込みを承諾するとすれば、当該家畜と同一の包括共済対象家畜の種類たる家畜をこの組合の次条の包括共済関係に係る家畜共済に付している者又は肉豚をこの組合の特定包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあること。
- （2） その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいものであること。
- （3） その申込みに係る家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けているものであること。
- （4） その申込みに係る家畜が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められること。

（共済関係の消滅）

第46条 第43条第1項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下「包括共済関係」という。）の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなった家畜につき既に同条第3項の規定により家畜共済の共済関係が成立していたときは、当該包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた共済関係は消滅するものとする。

- 2 特定包括共済関係の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなった肉豚につき既に包括共済関係が成立しているときは、当該特定包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた包括共済関係は、消滅するものとする。
- 3 この組合との間に特定包括共済関係の存する者が第43条第4項に掲げる基準に適合しなくなったときは、その時に、その成立していた特定包括共済関係は、消滅するものとする。

（包括共済関係に係る共済目的の異動）

第47条 この組合との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係の成立の後に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第2条第1項第2号に掲げるものを飼養するに至ったときは、その時（その時に当該包括共済関係に係る共済責任が始まっていないときは、その共済責任の始まった時）に、当該牛若しくは牛の胎児でその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達しているもの、馬又は種豚は、当該包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者の飼養している家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬若しくは種豚で同号に掲げるものとなったとき又はその者の飼養している牛の胎児がその母牛に対する授精若しくは受精卵

移植の日から起算して240日以上に達したときも、また同様とする。

- 2 第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により包括共済関係に関し権利義務の承継があった場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第2条第1項第2号に掲げるものを飼養していたときは、当該牛若しくは牛の胎児でその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達しているもの、馬又は種豚についても、又前項前段と同様とする。
- 3 この組合との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係に係る家畜共済に付した家畜を飼養しなくなったとき（その者が同時に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類につき養畜の業務を営む者でなくなったときを除く。）は、その時に、当該家畜又は牛の胎児は、当該家畜共済に付した家畜（牛の胎児を含む。以下同じ。）でなくなるものとする。当該家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は豚で第2条第1項第2号に掲げるものでなくなったときも、また同様とする。
- 4 この組合との間に特定包括共済関係の存する者の飼養している肉豚が出生後第20日の日を経過したときは、その時（当該特定包括共済関係の共済責任が始まっていないときは、その共済責任の始まった時）に、当該肉豚は、当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者が当該特定包括共済関係の成立の後に畜舎の増築若しくは改修により飼養頭数を増加させるため又は共済事故の発生による飼養頭数の大幅な減少を補うため出生後第20日の日を経過した肉豚を飼養するに至ったときも、また同様とする。
- 5 第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により特定包括共済関係に関し権利義務の承継があった場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き出生後第20日の日を経過した肉豚を飼養していたときは、当該肉豚についても、又前項前段と同様とする。
- 6 この組合との間に特定包括共済関係の存する者が、この組合の当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付した肉豚を飼養しなくなったとき（その者が同時に当該特定包括共済関係に係る肉豚につき養畜の業務を営む者でなくなったときを除く。）は、その時に、当該肉豚は、当該家畜共済に付した肉豚でなくなるものとする。当該肉豚が種豚となったときも、又同様とする。

（共済関係の消滅しない場合）

第48条 この組合との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

- 2 前項の承諾には、第10条第2項及び第3項の規定を準用する。

（共済事故の一部除外）

第49条 この組合との間に乳牛の雌等、肉用牛等、馬又は種豚に係る包括共済関係の存する者又は特定包括共済関係の存する者は、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、この組合に対し、乳牛の雌等、肉用牛等、馬に係る包括共済関係にあつては第1号又は第2号のいずれか、種豚に係る包括共済関係にあつては第1号、第2号又は第3号のいずれか、特定包括共済関係にあつては第4号に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

- (1) 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。次号において同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
 - (2) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用並びに疾病及び傷害
 - (3) 疾病又は不慮の傷害によって死にひんした場合、不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥った場合（家畜が特定患畜となったことを獣医師若しくは当該家畜の所有者が発見した場合、家畜伝染病予防法第13条の2第5項の規定により農林水産大臣が特定患畜である旨の通知をした場合又は同法第17条の2第1項の規定により農林水産大臣が指定家畜として指定した場合を除く。次号において同じ。）及び骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症、牛白血病若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯が疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂であって採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合における廃用並びに疾病及び傷害
 - (4) 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項の家畜伝染病及び同法第4条第1項の届出伝染病（農林水産大臣が指定するものに限る。）に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡
- 2 前項の申出は、その者に係る家畜の飼養に関する条件が乳牛の雌等に係る包括共済関係にあつては第1号及び第2号、肉用牛等、馬又は種豚に係る包括共済関係にあつては第2号、特定包括共済関係にあつては第3号に掲げる基準に適合するときに限り、することができる。
- (1) 乳牛の雌等で第2条第1項第2号に掲げる牛であるものの当該共済掛金期間の開始の時に於ける当該組合員の飼養頭数（以下「期首頭数」という。）が6頭以上であること。
 - (2) 当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる家畜につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
 - (3) 肉豚につき、期首頭数が200頭以上であり、かつ、当該特定包括共済関係に係る共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
- 3 第1項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第2条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

（子牛等の共済目的からの除外）

第50条 この組合との間に乳牛の雌等又は肉用牛等に係る包括共済関係の存する者は、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、この組合に対し、子牛等を共済目的としない旨の申出をすることができる。

- 2 前項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第2条第1項第2号の規定にかかわらず、当該申出に係る子牛等を共済目的としないものとする。

（共済責任の開始）

第51条 家畜共済に係る共済責任は、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込みを

受けた日の翌日から始まる。ただし、その日以後第47条第1項又は第2項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜及び同条第4項又は第5項の規定により特定包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜については、その家畜共済に付された時から始まる。

- 2 共済責任開始の日を統一するため必要がある場合において、この組合が組合員との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に共済責任が始まる旨を定めたときは、前項本文の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

(共済関係成立時等の書面交付)

第51条の2 組合は、家畜共済に係る共済関係が成立したとき及び共済掛金期間が開始したとき(最初の共済掛金期間が開始したときを除く。)は、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 組合の名称
 - (2) 組合員の氏名又は名称
 - (3) 共済事故
 - (4) 共済掛金期間の始期及び終期
 - (5) 共済金額
 - (6) 共済目的を特定するために必要な事項
 - (7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
 - (8) 第15条1項から第4項まで、第44条第3項、第55条第1項から第4項まで及び第6項並びに第62条の通知等をすべき事項
 - (9) 共済関係の成立年月日
 - (10) 書面を作成した年月日
- 2 前項の書面には、組合長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(加入証の交付)

第52条 この組合は、組合員に対し、共済掛金期間ごとに、家畜共済に付されている家畜に係る加入証を交付するものとする。

- 2 組合員は、当該家畜につき診療を受けようとするときは、前項の加入証を提示しなければならない。

(共済掛金期間)

第53条 家畜共済に係る共済掛金期間は、1年(肉豚(特定包括共済関係に係る肉豚を除く。))に係るものにあつては、第2条第1項第2号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間。次項及び第56条第1項において同じ。)とする。

- 2 この組合は、共済掛金期間の始期又は終期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、家畜共済に係る共済掛金期間を1年未満とすることができる。
- 3 家畜共済に係る最初の共済掛金期間(肉豚(特定包括共済関係に係る肉豚を除く。))に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第58条第1項において同じ。)は、第51条第1項本文又は第2項前段の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

(個別共済関係に係る家畜共済に付することができない場合)

第54条 次の各号のいずれかに該当する家畜は、新たに第43条第2項又は第3項の規定により成立する家畜共済の共済関係(以下「個別共済関係」という。)に係る家畜共済に付することができない。

- (1) 12歳を超える牛及び明け17歳以上の馬
- (2) 6歳を超える種豚

- 2 家畜が前項各号のいずれかに該当するに至る前2年以内に新たに開始した個別共済関係は、その該当するに至った時に属する共済掛金期間の満了の時に消滅する。

(通知義務)

第55条 この組合との間に包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に係る共済目的に第47条第1項の規定による異動（牛の胎児が授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したことによる異動を除く。）若しくは同条第3項の規定による異動（死亡及び廃用を除く。）又は牛の出生を生じたときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

- 2 この組合との間に乳牛の雌等に係る包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に付された牛の胎児であって、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上の子育の程度に達する可能性のあるものの価格が評価された後、当該胎児の品種が当該評価の時のものと異なるものとなり、当該価額の変更を必要とする場合には、当該牛の胎児が当該包括共済関係に係る家畜共済に付されることが見込まれる日の前日までに、その旨をこの組合に通知しなければならない。

- 3 この組合との間に個別共済関係の存する者は、当該個別共済関係に係る共済目的たる家畜を他人に譲渡したとき、又はその家畜につき共済目的の種類を変更したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

- 4 この組合との間に特定包括共済関係の存する者は、当該特定包括共済関係に係る肉豚に第47条第4項前段、又第6項の規定による異動を生じたときは、その時の属する基準期間の終了後、遅滞なく、当該基準期間中における当該異動をこの組合に通知しなければならない。

- 5 前項の基準期間は、基準日（共済掛金期間の開始の日から1箇月を経過するごとの日をいう。以下同じ。）の翌日から次の基準日までの期間とする。ただし、共済掛金期間を1年未満とする場合の当該共済掛金期間に係る最後の基準日は、当該共済掛金期間の満了の日とする。

- 6 この組合との間に特定包括共済関係の存する者は、第47条第4項後段の規定により当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付された肉豚があったときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(組合員負担共済掛金の金額)

第56条 家畜共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、共済掛金（共済金額に第60条の共済掛金率を乗じて得た金額（第53条第2項の規定により1年未満とされた共済掛金期間に係るものにあつては、月割によって計算された金額）をいう。次項において同じ。）から、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその2分の1、豚に係るものにあつてはその5分の2に相当する金額（その金額が法第13条の2の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）を差し引いて得た金額とする。

- 2 家畜共済に付した家畜で、その共済金額が法第115条第10項の農林水産大臣の定める金額を超えるものに係る組合員負担共済掛金の金額は、前項の規定にかかわらず次の算式により計算される金額とする。

$$F = B P + A Q - C$$

Fは、当該組合員負担共済掛金の金額

Pは、第60条の共済掛金率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分の率

Qは、第60条の共済掛金率からPを差し引いたもの

Aは、法第115条第10項の農林水産大臣の定める金額

Bは、当該家畜の共済金額

Cは、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものについては共済掛金の2分の1、豚に係るものについては共済掛金の5分の2に相当する金額（その金額が法第13条の2の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあっては、その農林水産大臣の定める金額）

（組合員負担共済掛金の払込期限）

第57条 第43条の規定による申込みをした者は、第44条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第51条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内）に、最初の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。

2 前項に規定する払込期限を過ぎて組合員負担共済掛金の払込みを受けたときは、この組合は、あらためて第43条の規定による申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

3 組合員は、共済掛金期間の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。

4 前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間をもって猶予期間とする。

5 この組合が第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合において、譲受人の住所地に係る共済掛金率が譲渡人の住所地に係る共済掛金率を超えるときは、譲受人は、当該承諾の通知が到達した日（共済目的の譲受けの前に当該承諾の通知が到達した場合は、譲受けの日）の翌日から起算して2週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される組合員負担共済掛金の差額をこの組合に払い込まなければならない。

6 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

（共済金額）

第58条 家畜共済の共済金額は、肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごとに、肉豚に係る包括共済関係に係るものにあつては飼養区分ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごとに、特定包括共済関係に係るものにあつてはその当該特定包括共済関係に係る肉豚の全体について当該家畜共済に係る最初の共済掛金期間（特定包括共済関係に係るものにあつては、各共済掛金期間）の開始の時ににおける共済価額の100分の30（肉豚に係るものにあつては、100分の60）を下げず、その時ににおける共済価額の100分の80を超えない範囲内において、第61条第1項の家畜共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから組合員が選択した金額とする。この場合において、肉豚に係る特定包括共済関係に係る家畜共済にあつては、飼養区分ごとに当該飼養区分に係る共済金額を当該飼養区分に係る共済掛金期間開始の時ににおける肉豚の頭数で除して得た金額は、同一事業年度内は同額とする。

2 包括共済関係に係る家畜共済（肉豚に係るものを除く。）の共済金額は、死亡又は廃用により共済金が支払われたときは、当該死亡又は廃用の時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、共済金が支払われたときは、その時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時に、

その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

- 3 包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第47条第1項又は第2項の規定による共済目的の異動により増加したときは、組合員は、共済掛金期間の中途においても、当該共済目的の異動があった日から2週間以内に、この組合に対し、その増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。特定包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第47条第4項又は第5項の規定による肉豚の異動により増加したときは、組合員は、共済掛金期間の中途においても、当該肉豚の異動があった日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から2週間以内に、この組合に対し、その増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。
- 4 組合員は、前項の規定による請求をしたときは、その請求の日から2週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される組合員負担共済掛金の差額をこの組合に払い込まなければならない。
- 5 第3項の規定による請求に係る共済金額の増額は、前項の規定によりその差額をこの組合に払い込んだ日の翌日からその効力を生ずるものとする。
- 6 家畜共済に係る共済掛金期間の開始後に、共済価額が著しく減少したときは、組合員は、新たな共済掛金期間の開始の時に於いて、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができる。
- 7 第3項及び第6項の規定による場合のほか組合員（特定包括共済関係に係る組合員を除く。）は、新たな共済掛金期間の開始の時に於いて、この組合の承諾を受けて、家畜共済の共済金額を変更することができる。この場合には、家畜共済の共済金額を減額する場合を除き、第45条の規定を準用する。
- 8 第3項、第6項又は第7項の規定による変更後の家畜共済の共済金額は、第1項の規定にかかわらず、包括共済関係に係るものにあつてはその変更の時に於ける共済価額の100分の30を下らず、その時に於ける共済価額の100分の80を超えない範囲内において、特定包括共済関係に係るものにあつてはその変更の時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時に於ける共済価額の100分の60を下らず、その時に於ける共済価額の100分の80を超えない範囲内において定めなければならない。

（共済価額）

第59条 家畜共済の共済価額は、次の金額とする。

- (1) 乳牛の雌等及び肉用牛等に係る包括共済関係にあつては、組合員ごとに次の価額を合計した金額
 - イ 当該組合員が現に飼養している当該包括共済関係に係る牛の価額
 - ロ イの牛の胎児が、その共済掛金期間中に授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達する可能性のある場合における当該牛の胎児の価額
- (2) 種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごと及び組合員ごとに、当該組合員が現に飼養している当該包括共済関係に係る家畜の価額を合計した金額
- (3) 肉豚に係る包括共済関係にあつては、組合員ごと及び飼養区分ごとに、当該組合員が当該包括共済関係に係る共済掛金期間開始の時に飼養している当該飼養区分に係る肉豚の価額を合計した金額
- (4) 個別共済関係にあつては、当該個別共済関係に係る家畜の価額
- (5) 特定包括共済関係にあつては、組合員ごとに、当該組合員が現に飼養している当該特定包括共済関係に係る肉豚の価額を合計した金額

- 2 前項第2号若しくは第4号の家畜又は同項第1号イの牛（次項に掲げるものを除く。）の価額は、最初の共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間の開始の後第47条第1項又は第2項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあつては、その家畜共済に付された時）における家畜の価額とする。ただし、この組合と組合員との協議により新たな共済掛金期間の開始の時における家畜の価額に改定すべき旨を決定したときは、その家畜の価額とする。
- 3 第1項第1号イの牛であつて、その共済掛金期間中に同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものの価額は、当該牛の胎児の価額と同額とする。
- 4 第1項第1号ロの牛の胎児の価額は、当該価額の算定の日以前1年間における当該胎児と価額を等しくする品種の初生牛の平均取引価格に相当する金額として規則第29条の9の2第2項の規定により農林水産大臣の定める方法によって算定される金額とする。
- 5 第1項第3号及び第5号の肉豚の価額は、最寄りの家畜市場において当該価額の算定の日以前1年間に取引された肥育を目的とした子豚の平均価格に相当する金額から、第2条第1項第2号に掲げる肉豚となった日から当該子豚の日齢までの間の生産費に相当する金額を差し引いて得た金額として規則第29条の9の2第3項の規定により農林水産大臣の定める方法によって算定される金額とする。

（共済掛金率）

第60条 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに次の各号の率の合計率とする。

- (1) この組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第1号の共済掛金標準率甲（第49条第1項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第1号の共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率）と同率
 - (2) この組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金標準率乙（第49条第1項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率）と同率
 - (3) この組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第3号の共済掛金標準率丙（第49条第1項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第3号の共済掛金割引標準率丙を差し引いて得た率）と同率
- 2 乳牛の雌等、肥育用成牛及び特定肉豚に係る家畜共済の共済掛金率は、前項の規定による共済掛金率に代えて、包括共済対象家畜の種類ごと、この組合の区域の属する地域ごと及び法第115条第3項の規定による危険段階別に、乳牛の雌等及び肥育用成牛に係る共済掛金率にあつては、次の各号の率及び前項第3号の率の合計率とし、特定肉豚に係る共済掛金率にあつては次の第1号の率及び前項第3号の率の合計率とする。
- (1) 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲（第49条第1項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第1号の共済掛金割引標準率甲に当該危険段階共済掛金標準率甲の

同号の共済掛金標準率甲に対する割合を乗じて得た率を差し引いて得た率) と同率

- (2) 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙(第49条第1項の申出があったときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金割引標準率乙に当該危険段階共済掛金標準率乙の同号の共済掛金標準率乙に対する割合を乗じて得た率を差し引いて得た率) と同率

- 3 肉用牛等に係る家畜共済でその共済目的が2以上の共済目的の種類にわたるものの共済掛金率は、前2項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員が当該共済掛金期間の開始の時(その共済掛金期間開始の後第58条第3項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時)において現に飼養しているものの価額(前条第1項第1号ロの価額を含む。)の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごと前項各号の率及び第1項第3号の率の合計率を算術平均した率とする。

(家畜共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第61条 理事は、家畜共済の共済掛金率、各危険段階に属する組合員の氏名又は名称(組合員たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。)及び住所、共済金額、組合員負担共済掛金等を記載した家畜共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものことができる。

- 2 理事は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告しなければならない。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

- 3 組合員は、いつでも、第1項の家畜共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該組合員に係るものに限るものとする。

(損害防止の指導)

第62条 次の場合には、組合員は、あらかじめ、その旨をこの組合に通知し、損害防止のため必要な指導を受けるものとする。

- (1) 共済目的である家畜に対して去勢その他重大な手術をするとき。
(2) 共済目的である家畜を放牧するとき。
(3) 共済目的である家畜を家畜市場に出場させ、又は共進会等に出品するとき。
(4) 共済目的である家畜を長期にわたりこの組合の区域外において飼養するとき。

- 2 次の場合には、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、損害防止のため必要な指導を受けるものとする。

- (1) 共済目的である家畜が疾病にかかり、又は著しい傷害を受けたとき。
(2) 共済目的である家畜が行方不明になったとき。

(共済金の支払額)

第63条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係

に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第116条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

- (1) 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の第59条第2項から第5項までに規定する価額から、肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額（これらの評価額が当該家畜の同項に規定する価額の2分の1を超えるときは、当該家畜の同項に規定する価額の2分の1）又は当該共済事故の発生によって受けるべき補償金等（家畜伝染病予防法第58条第1項の規定により受けるべき手当金（以下この条において「手当金」という。）を除く。）の金額を差し引いて得た金額（以下この条において「控除残額」という。）に共済金額の共済価額（特定包括共済関係に係るものにあつては、当該共済事故が発生した時の属する基準期間の開始の時における共済金額のその時における共済価格）に対する割合（その割合が100分の80を超えるときは、100分の80）を乗じて得た金額（手当金を受取るべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額が当該家畜の第59条第2項から第5項までに規定する価額の2分の1を超える場合において、当該乗じて得た金額が当該家畜の同項に規定する価額（当該家畜（肉豚を除く。）の同項に規定する価額が著しく過少であることを当該組合員が証明したときは、当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額）からこれらの評価額及び当該共済事故の発生によって受けるべき補償金等（手当金を受取るべき場合には、その手当金を含む。）を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額）
 - (2) 疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故によって組合員が負担すべき診療その他の行為の費用の内容に応じて規則第33条第1項の農林水産大臣の定める点数によって共済事故ごとに計算される総点数に同項の農林水産大臣が定める1点の価額を乗じて得た金額（その金額が組合員が負担した費用の額を超えるときは、その費用の額）
- 2 同一の包括共済対象家畜又は特定包括共済関係に係る肉豚につき2個以上の家畜共済の共済関係が存する場合において、他の共済関係が存しないものとして各共済関係につき前項の規定により計算された共済金（以下本項において「独立責任額」という。）の合計額が次の金額を超えるときは、各共済関係につき支払うべき共済金は、同項の規定にかかわらず、次の金額に、当該各共済関係に係る独立責任額のその合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。
- (1) 死亡又は廃用により支払うものにあつては、前項第1号の控除残額の100分の80に相当する金額（手当金を受取るべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額が当該家畜の第59条第2項から第4項までに規定する価額の2分の1を超える場合において、当該100分の80に相当する金額が当該家畜の同項に規定する価額（当該家畜の同項に規定する価額が著しく過少であることを当該組合員が証明したときは、当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額）からこれらの評価額及び当該共済事故の発生によって受けるべき補償金等（手当金を受取るべき場合には、その手当金を含む。）を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額）
 - (2) 疾病又は傷害により支払うものにあつては、前項第2号の金額
- 3 第1項第1号及び前項第1号の評価額は、当該肉皮等残存物又は当該廃用に係る家畜を通常利用し得べき方法により利用するとした場合における価額とする。
- 4 第1項第1号及び第2項第1号の補償金等（手当金を含む。）は、組合員の悪意又は

重大な過失によりその全部又は一部を受けることができなくなった場合においても、その全部を受けるべきものとして計算する。

- 5 特定包括共済関係に係るものにあつては、第1項第1号の規定により計算された共済金の基準期間内における合計額が、当該基準期間の開始の時に於ける共済金額を超えるときは、支払うべき共済金は、同号の規定にかかわらず、その共済金額を限度とする。

(共済金の支払とみなされる場合)

第64条 家畜共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故が発生した場合において、この組合が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、この組合は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払ったものとみなす。

(共済金の支払を請求できない場合)

第65条 家畜共済に係る共済責任の始まった日から2週間以内に共済事故が生じたときは、組合員は、共済金の支払を請求することができない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 当該組合員が、その共済事故の原因が共済責任の始まった後に生じたことを証明した場合
- (2) 次の要件のすべてに適合する場合
 - イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
 - ロ 当該共済事故に係る家畜が、イの包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係に係る家畜共済に当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から付されていたものであること。
- (3) 次の要件のすべてに適合する場合
 - イ 当該共済事故が個別共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
 - ロ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から包括共済関係に係る家畜共済に付されており、かつ、種雄牛又は種雄馬となったため第47条第3項後段の規定により当該包括共済関係に係る家畜共済に付した家畜でなくなった後2週間以内にイの家畜共済に付されたものであること。
- (4) 次の要件のすべてに適合する場合
 - イ 当該共済事故が子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものであること。
 - ロ 当該共済事故に係る家畜が子牛等（牛の胎児以外のものにあつては、この組合との間に当該家畜共済の共済関係の存する者が出生後引き続き飼養しているものに限る。）であり、かつ、その母牛が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からイの家畜共済に付されていたものであること。
- (5) 次の要件のすべてに適合する場合
 - イ 当該共済事故が肉用牛等に係る共済関係に係る家畜共済であつて子牛等を共済目的とするものに係るものであること。
 - ロ 当該共済事故に係る家畜が子牛（この組合との間にイの家畜共済の共済関係が存する者が出生後引き続き飼養しているものに限る）であること。
 - ハ 当該子牛が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からこの組合と組合員との間に存する乳牛の雌等に係る包括共済関係に係る家畜共済であつて子牛等を共済目的とするものに付されていたものであり、かつ、当該子牛が当該家畜共済に付された後法第111条の6第1項の規定によりイの家畜共済に付されたものであること。

- (6) 次の要件のすべてに適合する場合
- イ 当該共済事故に係る家畜が、第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継前から引き続きこの組合の包括共済に付されていたものであり、かつ、当該承継によりこの組合の他の包括共済に新たに付されたものであること。
 - ロ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からイの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりこの組合の包括共済に付されていたものであること。
- (7) 次の要件のすべてに適合する場合
- イ 当該共済事故が特定包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
 - ロ 当該共済事故に係る肉豚が、当該特定包括共済関係の存する者が飼養する母豚から出生し、当該特定包括共済関係の成立後に出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日。）を経過したものであること。
- (8) 次の要件のすべてに適合する場合
- イ 当該共済事故が特定包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
 - ロ 当該共済事故に係る肉豚が、法第150条の5の4の規定によりイの特定包括共済関係に係る共済責任の開始の際に消滅した包括共済関係に当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から付されていたものであること。
- (9) 次の要件のすべてに適合する場合
- イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
 - ロ 当該共済事故に係る肉豚が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から特定包括共済関係に係る家畜共済に付されており、かつ、当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付された肉豚でなくなった後2週間以内にイの家畜共済に付されたものであること。
- (10) 次の要件のすべてに適合する場合
- イ 当該共済事故に係る家畜が、第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継前から引き続きこの組合の特定包括共済に付されていたものであり、かつ、当該承継によりこの組合の他の特定包括共済に新たに付されたものであること。
 - ロ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からイの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりこの組合の特定包括共済に付されていたものであること。
- 2 第49条第1項の申出に係る包括共済関係又は特定包括共済関係につき共済事故の変更があった場合において、その変更により新たに当該包括共済関係に係る共済事故となったものがその変更の日から2週間以内に生じたときは、組合員は、共済金の支払を請求することができない。ただし、前項第1号に掲げる場合は、この限りでない。
- 3 第58条第7項の規定により家畜共済の共済金額が増額された場合においてその増額された日から2週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額が行われなかったものとして計算する。但し、次の各号のいずれかに掲げる場合には、この限りではない。
- (1) 第1項第1号に掲げる場合
 - (2) 新たな共済掛金期間の開始の時における共済価額がその直前の共済掛金期間の終了の時における共済価額から増加する割合の範囲内で共済金額を増額する場合
 - (3) その直前の共済掛金期間中に第58条第8項に規定する最低割合が引き上げられ

た場合において、新たな共済掛金期間の開始の時における共済価額に当該最低割合を乗じて得た金額まで共済金額を増額する場合

- 4 特定包括共済関係に係る各共済掛金期間開始の時において組合員が申し出た共済金額が、その直前の共済掛金期間の終了の時における共済金額から増額された場合において、その増額された日から2週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額がなかったものとして算定する。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

第66条 組合員は、廃用に係る家畜をと殺したときは、あらかじめこの組合の承諾を得た場合を除いては、廃用に係る共済金の支払を請求することができない。ただし、やむを得ない事由のある場合においてと殺したときは、この限りでない。

(共済金の支払の免責)

第67条 次の場合には、この組合は、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第11条第1項の規定による義務を怠ったとき。
 - (2) 組合員が第12条の規定による指示に従わなかったとき。
 - (3) 組合員が第15条第1項又は第2項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - (4) 第43条第1項又は第4項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
 - (5) 組合員が、第55条第1項、第4項若しくは第6項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - (6) 家畜共済に係る共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。
 - (7) 第49条第1項の申出に係る包括共済関係につき共済事故についての変更があつた場合において、その変更により新たに当該包括共済関係に係る共済事故となつたものに係る損害が、その変更前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって生じたとき。
 - (8) 第58条第7項の規定により共済金額が増額された場合又は特定包括共済に係る家畜共済の共済金額がその直前の共済掛金期間の終了の時における共済金額から増額された場合において、その増額前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。
 - (9) 組合員又は組合員と同一の世帯に属する親族が故意又は重大な過失によって損害を生じさせたとき。ただし、組合員が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。
 - (10) 組合員が競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬の競走に共済目的である馬を出走させたことによって損害を生じさせたとき。
- 2 この組合は、この組合との間に肉豚に係る包括共済関係が存する組合員が、新たに第

た場合において、新たな共済掛金期間の開始の時における共済価額に当該最低割合を乗じて得た金額まで共済金額を増額する場合

- 4 特定包括共済関係に係る各共済掛金期間開始の時において組合員が申し出た共済金額が、その直前の共済掛金期間の終了の時における共済金額から増額された場合において、その増額された日から2週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額がなかったものとして算定する。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

第66条 組合員は、廃用に係る家畜をと殺したときは、あらかじめこの組合の承諾を得た場合を除いては、廃用に係る共済金の支払を請求することができない。ただし、やむを得ない事由のある場合においてと殺したときは、この限りでない。

(共済金の支払の免責)

第67条 次の場合には、この組合は、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第11条第1項の規定による義務を怠ったとき。
 - (2) 組合員が第12条の規定による指示に従わなかったとき。
 - (3) 組合員が第15条第1項又は第2項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - (4) 第43条第1項又は第4項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
 - (5) 組合員が、第55条第1項、第4項及び第6項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - (6) 家畜共済に係る共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。
 - (7) 第49条第1項の申出に係る包括共済関係につき共済事故についての変更があつた場合において、その変更により新たに当該包括共済関係に係る共済事故となつたものに係る損害が、その変更前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって生じたとき。
 - (8) 第58条第7項の規定により共済金額が増額された場合又は特定包括共済に係る家畜共済の共済金額がその直前の共済掛金期間の終了の時における共済金額から増額された場合において、その増額前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。
 - (9) 組合員又は組合員と同一の世帯に属する親族が故意又は重大な過失によって損害を生じさせたとき。ただし、組合員が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。
 - (10) 組合員が競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬の競走に共済目的である馬を出走させたことによって損害を生じさせたとき。
- 2 この組合は、この組合との間に肉豚に係る包括共済関係が存する組合員が、新たに第

2条第1項第2号に掲げる肉豚を飼養するに至った場合であって、正当な理由がないのに当該肉豚につき第43条の申込み又は共済掛金の払込みを遅滞したときは、当該包括共済関係に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

(共済関係の無効)

第68条 第43条第3項の規定による申込みの承諾の際、包括共済対象家畜で同項各号に掲げる事由がないものに係る個別共済関係は、無効とする。

2 第54条第1項の規定に違反する個別共済関係は、無効とする。

3 最初の共済掛金期間の開始の時における共済金額が、その時における共済価額の100分の80に相当する金額を超過したときは、その超過した部分については、家畜共済の共済関係は、無効とする。第58条第5項、第6項又は第7項の規定による変更後の共済金額又は特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額がその直前の共済掛金期間の終了の時における共済金額から増額された場合におけるその増額後の共済金額が、その変更の時における共済価額の100分の80に相当する金額を超過したときも、同様とする。

(告知義務違反による解除)

第69条 組合員は、第43条の規定による申込みの当時、家畜共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該家畜共済の共済関係を解除することができる。

3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第43条の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 組合のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（組合のために共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第43条の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(重大事由による解除)

第69条の2 組合は、次に掲げる事由がある場合には、家畜共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は

行おうとしたこと。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第69条の3 家畜共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第69条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除された時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第70条 個別共済関係に係る共済目的である家畜について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該個別共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該個別共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

2 第51条第2項に規定する場合であって、第57条第1項の規定に違反したときは、当該共済関係は、その成立の時からその効力を失う。

3 第57条第4項の猶予期間を経過したときは、当該家畜共済の共済関係は、当該猶予期間の初日からその効力を失う。

4 第57条第5項に違反したときは、第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により承継した権利義務は、その承継の時からその効力を失う。

5 個別共済関係の共済目的である家畜（乳牛の雌を除く。）が共済目的の種類を変更したときは、当該個別共済関係は、その変更の時からその効力を失う。

(他人の家畜を家畜共済に付した場合)

第71条 他人の家畜を飼養する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該家畜を家畜共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該家畜の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 組合員は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該家畜の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

3 第8条第1項の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第1項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

(組合員負担共済掛金の分納)

第72条 この組合は、包括共済関係及び特定包括共済関係に係る組合員負担共済掛金について、次の各号に掲げる場合には、第57条第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該組合員の申請に基づき当該組合員負担共済掛金（同条第5項又は第58条第4項の規定により払い込むべき差額部分を除く。）を当該各号に掲げる回数に分割して払い込むことを認める

ことができる。

- (1) 共済掛金期間が1年（第53条第2項の規定により共済掛金期間を1年未満とする場合で、当該共済掛金期間の月数が12箇月のものを含む。以下同じ。）である包括共済関係及び特定包括共済関係について、共済掛金期間ごとの組合員負担共済掛金の金額が10万円以上である場合 4回。
 - (2) この組合が第53条第2項の規定により共済掛金期間を1年未満とする包括共済関係及び特定包括共済関係であって、当該共済掛金期間が6箇月以上12箇月未満のものについて、当該包括共済関係に係る組合員負担共済掛金の金額が10万円以上である場合（次号にあげる場合を除く） 2回。
- 2 前項の申請は、次項の規定による第2回目以降の払込みにつき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。
 - 3 第1項の規定により組合員負担共済掛金を分割して払い込む場合の払込期限は、次のとおりとする。
 - (1) 第1項第1号の規定により4回に分割して払い込むことを認められた場合には、組合員負担共済掛金の4分の1に相当する金額を、第44条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第51条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内。次号において同じ。）及び第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日の翌日から起算して当該共済掛金期間の月数を4回で除して得た月数を経過するごとの日までに、それぞれこの組合に払い込まなければならない。
 - (2) 第1項第2号の規定により組合員負担共済掛金を分割して払い込むことを認められた場合には、第44条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に組合員負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日から起算して当該共済掛金期間の2分の1に相当する月数を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に払い込まなければならない。
 - 4 前項に規定する第2回目以降の払込期限後2週間をもって猶予期間とする。
 - 5 第1項の規定により分割払込みを認められた包括共済関係及び特定包括共済関係に係る家畜共済の共済責任は、第51条第1項本文の規定にかかわらず、この組合が第3項の規定による第1回の払込みを受けた日の翌日から始まる。
 - 6 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

第73条 第5条第1項及び第6条の規定は、前条第4項の猶予期間が経過してもなお当該期間内に払い込むべき組合員負担共済掛金を払い込まない組合員に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

第74条 組合員が正当な理由がないのに第72条第4項の規定に違反して組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、第67条の規定にかかわらず、この組合は、当該組合員に対して共済金の全部又は一部につき支払の責めを免れるものとする。

第4章 畑作物共済

(定義)

第75条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 畑作物共済の共済目的の種類等 法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類をいう。
- (2) 半相殺方式による畑作物共済 法第120条の14第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済をいう。
- (3) 全相殺方式による畑作物共済 法第120条の14第1項第2号及び第3号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済をいう。
- (4) 畑作物共済資格団体 法第15条第1項第5号に規定する栽培を目的とする農業共済資格団体をいう。
- (5) 大豆の全相殺方式資格者 全相殺方式による畑作物共済のうち大豆に係る畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を過去5年間において法第120条の18において準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又は畑作物共済資格団体をいう。

(共済関係の成立)

第76条 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、組合員が栽培する第2条第1項第3号の農作物(次に掲げる農作物を除く。次項において「対象農作物」という。)のすべてを畑作物共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

- (1) 畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積が30アールに達しない農作物
- (2) 次に掲げる事由に該当する農作物
 - イ 畑作物共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。
 - ロ 当該農作物に係る第84条第1項第1号、第2号の基準収穫量の適正な決定が困難であること。
 - ハ 当該農作物に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。
 - ニ 当該農作物(大豆を除く)に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

2 前項の規定による承諾は、組合員が次の各号に掲げる期間内に、当該各号に掲げる区分に係る対象農作物のすべてについて同項の規定による申込みをしている場合でなければ、しないものとする。

- (1) 第1区分
ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん又はてん菜が対象農作物である者
4月10日から4月30日まで
- (2) 第2区分
スイートコーンが対象農作物である者
4月10日から4月30日まで
- (3) 第3区分

たまねぎが対象農作物である者	4月10日から4月30日まで
(4) 第4区分	
かぼちゃが対象農作物である者	4月10日から4月30日まで
(5) 第5区分	
そばが対象作物である者	4月10日から4月30日まで

(畑作物共済の申込み)

第77条 組合員が第76条第1項の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

- (1) 申込者の氏名及び住所（法人たる組合員にあつてはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、畑作物共済資格団体たる組合員にあつてはその名称並びにその代表者の氏名及び住所。次号において同じ。）
 - (2) 共済目的の種類
 - (3) 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期
 - (4) 次条第2号の作付基準に適合していることを明らかにする事項
 - (5) 大豆に係る全相殺方式による畑作物共済に付することを申し込む場合にあつては、その申込みに係る収穫物の出荷計画
 - (6) その他共済目的を明らかにすべき事項
- 2 この組合は、第76条第1項の規定による申込みを受けたときは、当該畑作物共済に係る第80条に掲げる期間の開始前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。
- 3 第1項の申込書に記載した事項に変更（第81条に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第78条 この組合は、組合員から第76条第1項の規定による申込みがあつた場合において、次の各号に掲げる事由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

- (1) その者の第76条第1項の規定による申込みに係る農作物が、その者が栽培する第2条第1項第3号の農作物で第76条第1項の規定による申込みができるもののすべてでないこと。
- (2) その者の第76条第1項の規定による申込みに係る農作物（そば、スイートコーン、たまねぎ又はかぼちゃを除く。）の作付けが、次に掲げる作付基準に適合しないこと。
 - イ 連作をしていないこと。ただし、緑肥作物の作付け、有機質肥料の施肥等により連作による弊害が認められない場合には、この限りではない。
 - ロ 当該者に係る畑作物の栽培耕地の属する地域として、この組合が別に定める地域内における畑作物の望ましい作付け体系としていること。

(共済関係の消滅しない場合)

第79条 この組合との間に畑作物共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合（この組合との間に畑作物共済の共済関係の存する者が畑作物共済資格団体であるときは、その構成員が住所をこの組合の区域外に移転したことにより当該畑作物共済資格団体が組合員たる

資格を喪失したためこの組合を脱退した場合)において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第10条第2項の規定を準用する。

(共済関係成立時の書面交付)

第79条の2 組合は、畑作物共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合員の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第15条第1項及び第2項、第77条第3項並びに第81条の通知をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第80条 畑作物共済の共済責任期間は、発芽期(移植をする場合にあつては、移植期)から収穫をするに至るまでの期間とする。

(通知義務)

第81条 この組合との間に畑作物共済の共済関係の存する者は、共済目的を譲渡し、収穫適期前に掘り取り、刈り取り、抜き取り若しくはすき込んだとき、法第120条の12第1項第1号の規定により栽培方法等に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培方法等を同項の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるものに係る栽培方法等以外のものへ変更したとき又は第77条第1項第5号の計画を変更したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(組合員負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第82条 大豆3類、大豆4類、大豆5類、いんげん1類、スイートコーン2類及びそば1類に係る組合員負担共済掛金の金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第85条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額に当該畑作物共済の共済目的の種類等に係るこの組合の区域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率(法第120条の15第1項の畑作物基準共済掛金率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の100分の55に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

2 ばれいしょ、大豆1類、小豆、いんげん2類、いんげん3類、いんげん4類、てん菜、スイートコーン1類、たまねぎ及びかぼちゃに係る組合員負担共済掛金の金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第85条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額に当該組

合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る畑作物危険段階基準共済掛金率（法第120条の15第6項の畑作物危険段階基準共済掛金率をいう。）を乗じて得た金額の100分の55に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

- 3 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

（組合員負担共済掛金の払込期限）

第83条 第76条第1項の規定によりこの組合との間に畑作物共済の共済関係が成立した者は、畑作物共済に係る組合員負担共済掛金を7月20日までにこの組合に払い込まなければならない。

（共済金額）

第84条 畑作物共済の共済金額は、次の各号に掲げる金額のうちから組合員（大豆に係る全相殺方式による畑作物共済にあつては、全相殺方式資格者に限る。）が申し出た金額とする。

- (1) この組合と組合員との間に成立する大豆、小豆及びいんげんに係る半相殺方式による畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに単位当たり共済金額に、当該組合員が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の70（大豆にあつては、100分の80）に相当する数を乗じて得た金額
 - (2) この組合と組合員との間に成立するばれいしょ、大豆、てん菜、そば、スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃに係る全相殺方式による畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに単位当たり共済金額に、当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の80（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては、100分の90）に相当する数を乗じて得た金額
- 2 前項第1号から第2号各号の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、この組合の区域の属する法第120条の14第2項の規定により農林水産大臣が定める地域に係る同項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうちの最高額の金額と同額とする。
- (1) ばれいしょ、大豆1類、小豆、いんげん2類、いんげん3類、いんげん4類、てん菜、スイートコーン1類、たまねぎ及びかぼちゃにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び法第120条の15第6項の規定による危険段階別
 - (2) 大豆3類、大豆4類、大豆5類、いんげん1類、スイートコーン2類及びそば1類にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと
- 3 組合員が、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、この組合の区域の属する法第120条の14第2項の規定により農林水産大臣が定める地域に係る同項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち、最高額の金額以外の金額の中から、いずれかの金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該組合員に係る第1項の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。
- 4 前項の申出は、毎年、4月30日までに申出書をこの組合に提出してするものとする。
- 5 第1項第1号、第2号の基準収穫量は、法第120条の14第3項の農林水産大臣が定める準則に従いこの組合が定める。

(共済掛金率)

第85条 畑作物共済の掛金率は、次の各号に掲げる率と同率とする。

- (1) ばれいしょ、大豆1類、小豆、いんげん2類、いんげん3類、いんげん4類、てん菜、スイートコーン1類、たまねぎ及びかぼちゃにあっては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び法第120条の15第6項の規定による危険段階別に、当該危険段階に係る畑作物危険段階基準共済掛金率
- (2) 大豆3類、大豆4類、大豆5類、いんげん1類、スイートコーン2類及びそば1類にあっては、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、この組合の区域に属する危険段階の畑作物基準共済掛金率

(畑作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第86条 理事は、畑作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち組合員が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した畑作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

- 2 理事は、ばれいしょ、大豆1類、小豆、いんげん2類、いんげん3類、いんげん4類、てん菜、スイートコーン1類、たまねぎ及びかぼちゃに係る畑作物共済の共済掛金率、各危険段階に属する組合員の氏名又は名称(組合員たる法人及び畑作物共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下同じ。)及び住所、共済掛金率のうち組合員が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した畑作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。
- 3 理事は、共済目的の種類ごとに、毎年、第76条第2項の申込期間が開始する日の10日前までに、前項に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。
- 4 組合員は、いつでも、第1項及び第2項の畑作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該組合員に係るものに限るものとする。

(共済金の支払)

第87条 この組合は、半相殺方式による畑作物共済については、大豆、小豆、いんげんに係るものにあつては畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、当該組合員が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量(その耕地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第80条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を、法第120条の16第1項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)の合計が当該耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の30(大豆にあっては100分の20)を超えた場合に、第84条第1項第1号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

2 この組合は、全相殺方式による畑作物共済については、ばれいしょ、大豆、てん菜、そば、スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃに係るものにあつては畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量（てん菜に係る畑作物共済にあつては、法第120条の16第2項のその年における当該組合員の収穫に係る当該農作物の糖度に応じ当該収穫量に農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量）を差し引いて得た数量をいうものとし、第80条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかつた耕地及びは種又は移植したてん菜が風害、凍霜害及び獣害により発芽若しくは活着しなかつた場合又は発芽若しくは活着後に風害、凍霜害及び獣害により滅失した場合において再びは種又は移植した耕地については、その差し引いて得た数量を、法第120条の16第2項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の20（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては、100分の10）を超えた場合に、第84条第1項第2号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

（共済金額の削減）

第88条 この組合は、畑作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、畑作物区分（一の畑作物共済再保険区分（法第134条第3項の畑作物共済再保険区分をいう。）に属する畑作物共済の共済目的の種類等のうち同一の共済目的の種類に属する畑作物共済の共済目的の種類等を合わせた区分による区分をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- （1） 当該畑作物区分に係る定款第54条第3項の不足金てん補準備金の金額
- （2） 当該畑作物区分に係る定款第56条第3項の特別積立金の金額

（共済金の支払の免責等）

第89条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- （1） 組合員が第11条第1項の規定による義務を怠ったとき。
- （2） 組合員が第12条の規定による指示に従わなかつたとき。
- （3） 組合員が第15条第1項又は第2項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- （4） 第76条第1項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する第77条第1項第2号から第4号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかつたときを除く。）。
- （5） 組合員が第81条の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

2 この組合は、法第120条の12第1項第1号の規定により栽培方法に応ずる区分が定め

られた共済目的の種類に係る農作物につき、組合員がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のもので変更した場合には、その変更の結果、通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

- 3 この組合は、組合員が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

(告知義務違反による解除)

第90条 組合員は、第76条第1項の規定による申込みの当時、畑作物共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

- 2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該畑作物共済の共済関係を解除することができる。
- 3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。
- (1) 第76条第1項の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
- (2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
- (3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- 4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- 5 第2項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第76条第1項の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第90条の2 組合員が正当な理由がないのに第83条の規定による払込みを遅滞したときは、この組合は、当該畑作物共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による解除)

第90条の3 組合は、次に掲げる事由がある場合には、畑作物共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第90条の4 畑作物共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第90条第2項 解除がされた時まで発生した共済事故による損害。但し、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 第90条の2 解除がされた時まで発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除された時まで発生した共済事故による損害

(共済金支払額、減収量等の公告)

第91条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、組合員ごとに、共済金の支払額、第87条第1項又は第2項の減収量、共済金の支払期日及び支払方法を公告するものとする。

(無事戻し)

第92条 この組合は、畑作物共済について、畑作物無事戻区分（規則第23条の2第5項に規定する畑作物無事戻区分をいう。以下同じ。）ごとに、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前3事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る組合員負担共済掛金（以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。）の2分の1に相当する金額（当該前3事業年度間に共済金の支払を受け又は当該事業年度の前2事業年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該2分の1に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員に対して無事戻しをすることができる。

- (1) 当該事業年度の前3事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき（当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員負担分の2分の1に相当する金額以上の金額であるときを除く。）
- (2) 当該事業年度の前3事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員負担分の2分の1に相当する金額（当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該2分の1に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該畑作物無事戻区分に属する畑作物区分ごとの定款第56条第3項の特別積立金の金額を、当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額に、当該畑作物無事戻区分につき北海道農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

第5章 園芸施設共済

(共済関係の成立)

第93条 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、組合員が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

2 前項の規定による承諾は、組合員が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設（次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付し

た特定園芸施設を除く。)のすべてについて同項の規定による申込み(第94条第2項又は第3項の規定による申出をする場合にあっては、当該申出を含む。)をしている場合でなければ、しないものとする。

- (1) 園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。
- (2) 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該特定園芸施設につき通常管理が行われず又は行われないおそれがあること。

(園芸施設共済の申込み)

第94条 組合員が第93条第1項の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

- (1) 申込者の氏名及び住所(法人たる組合員にあっては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地)
 - (2) 特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間
 - (3) 附帯施設の種類及び経過年数
 - (4) 施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間
 - (5) その他共済目的を明らかにすべき事項
- 2 組合員は、第93条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をすることができる。
- 3 組合員は、第93条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をすることができる。
- 4 この組合は、第93条第1項の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。
- 5 第1項の申込書に記載した事項に変更(第99条に規定する共済目的の異動を除く。)が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第95条 この組合は、特定園芸施設を管理する組合員から第93条第1項の規定による申込みがあった場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていないとき、当該申込みに係る特定園芸施設が同条第2項各号に掲げる事由に該当するとき又は当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付した特定園芸施設であるときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

(共済事故の一部除外)

第96条 組合員は、施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済について第93条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、第2条第1項第4号の共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、その者に係る施設園芸の業務の規模その他施設園芸に関する条件が次の各号の一に掲げる基準に適合するときに限り、することができる。
 - (1) 前項の申出をした者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が5アール以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前3年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。
 - (2) 前項の申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、

かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

(共済関係の消滅しない場合)

第97条 この組合との間に園芸施設共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため、この組合を脱退した場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第10条第2項の規定を準用する。

(共済関係成立時の書面交付)

第97条の2 組合は、園芸施設共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合員の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第15条第1項、第2項及び第6項、第94条第5項並びに第99条の通知をすべき事項
- (9) 特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出期間及びその提出の方法
- (10) 共済関係の成立年月日
- (11) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第98条 園芸施設共済の共済責任期間は、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間とする。

2 その共済責任期間が現に開始し、かつ、終了していない園芸施設共済に係る組合員からこの組合が、その開始している共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）の1箇月前から終了日の前日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設としての被覆期間と気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設以外の特定園芸施設としての被覆期間が連続する特定園芸施設に係る園芸施設共済においてその先に開始するいずれかの特定園芸施設としての被覆期間に係る共済責任期間の終了日の10日前から終了日の前日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合にあっては、前項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。

3 この組合は、次に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係については、前2項の規定にかかわらず、当該共済関係に係る組合員との協議により、当該共済関係に係る

共済責任期間を2箇月以上1年未満(第1号及び第4号に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間にあっては、1年未満)とすることができる。

- (1) 共済責任期間の始期又は終期を統一する必要があること。
- (2) 当該特定園芸施設の設置期間が周年でないこと。
- (3) 当該特定園芸施設の被覆期間が周年でなく、被覆しない期間中は、施設園芸の用に供しないこと。
- (4) 当該特定園芸施設について気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設としての被覆期間と気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設以外の特定園芸施設としての被覆期間が連続し、かつ、その被覆期間を合計した期間が2箇月以上であること。

(通知義務)

第99条 この組合との間に園芸施設共済の共済関係の存する者は、共済目的を譲渡し、移転し、解体し、増築し若しくは改築したとき、共済目的の構造若しくは材質を変更したとき、共済目的が共済事故以外の事由により破損し若しくは滅失したとき(破損したときにあつては、その被害が軽微なときを除く。)、共済目的を他の保険若しくは共済に付したとき、施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき、施設内農作物を共済目的とする共済関係において施設内農作物が発芽したとき又は施設内農作物を移植したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(組合員負担共済掛金の金額)

第100条 園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、共済金額に第103条の共済掛金率を乗じて得た金額(第98条第3項の規定により1年未満とされた共済責任期間に係るものにあつては、当該金額に別記の係数を乗じて得た金額)からその2分の1に相当する金額(その金額が法第13条の5の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額)を差し引いて得た金額とする。

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第101条 第93条第1項の規定による申込みをした者は、第94条第4項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に、園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。

- 2 前項に規定する払込期限を過ぎて組合員負担共済掛金の払込みを受けたときは、この組合は、改めて第93条第1項の規定による申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。
- 3 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(共済金額)

第102条 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設(第2条第5項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」という。)ごとに、共済価額の100分の60を下らず、共済価額の100分の80を超えない範囲内において、第104条第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから組合員が選択した金額とする。

- 2 前項の共済価額は、法第120条の22第3項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の共済責任期間開始の時に

おける価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、この組合が定める金額とする。

- 3 第94条第2項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された金額に、規則第33条の27第2項各号列記以外の部分の農林水産大臣が定める金額（以下「撤去費用基準額」という。）を加えた金額とする。
- 4 第94条第3項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算定された金額に、規則第33条の27第3項の農林水産大臣が定める金額（以下「復旧費用基準額」という。）を加えた金額とする。

（共済掛金率）

第103条 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分（法第120条の23第1項の施設区分をいう。以下本条において同じ。）ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）ごとに、この組合の区域の属する地域に係る法第120条の23第1項の園芸施設基準共済掛金率と同率とする。

2 規則別表のプラスチックハウスⅡ類の施設区分のうち施設内農作物を共済目的としない園芸施設共済の共済掛金率は、前項の規定にかかわらず、法第120条の23第2項の規定により農林水産大臣が定める地域ごと及び法第120条の23第3項の規定による危険段階別に、当該危険段階に係る法第120条の23第3項の規定による園芸施設危険段階基準共済掛金率と同率とする。

（園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧）

第104条 理事は、園芸施設共済の共済掛金率、危険段階に属する組合員の氏名又は名称（組合員たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所、共済金額、組合員負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとする事ができる。

2 理事は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告しなければならない。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

3 組合員は、いつでも、第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該組合員に係るものに限るものとする。

（共済金の支払額）

第105条 園芸施設共済に係る共済金は、特定園芸施設等ごとに、共済事故によって組合員が被る損害の額が3万円（当該特定園芸施設等に係る共済価額の10分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する金額）を超えた場合に支払うものとし、その金額は、当該損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 前項の損害の額は、次の各号に掲げる物について当該各号に掲げる金額に当該各号の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から共済事故が発生したときに現に当該特定園芸施設等のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によって生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定す

るものとする。

- (1) 特定園芸施設 当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの
 - (2) 附帯施設 当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの
 - (3) 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの
- 3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合であって、第15条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があったときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。
- (1) 特定園芸施設撤去費用が100万円を超える場合
 - (2) 特定園芸施設撤去費用に係る当該特定園芸施設（被覆物を除く。）の損害の割合が50%（規則別表のガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあっては、35%）を超える場合
- 4 前項の特定園芸施設撤去費用額は、規則第33条の27第2項の農林水産大臣が定める費用の額（その額が撤去費用基準額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。
- 5 第2項又は第3項の規定にかかわらず、第15条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出があったときは、第2項又は第3項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。
- 6 前項の園芸施設復旧費用額は、共済事故の発生に伴い特定園芸施設（被覆材を除く。）又は附帯施設（以下「復旧対象施設」という。）を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設の共済責任期間開始の時ににおける価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額（その差し引いて得た金額が復旧費用基準額に当該復旧対象施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。
- 7 第2項各号に掲げる金額を合計して得た金額がその損害が生じた地及び時における共済目的の価額を著しく超えていることを組合が証明した場合は、同項の規定にかかわらず、第1項の損害の額は、当該共済目的の価額によって算定する。この場合における第3項及び第5項の規定の適用については、第3項中「前項」とあるのは「第7項」と、第5項中「第2項又は第3項」とあるのは「第3項又は第7項」とする。

（共済金額の削減）

第106条 この組合は、園芸施設共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- (1) 定款第51条第4号の勘定に係る定款第54条第2項の不足金てん補準備金の金額
- (2) 定款第51条第4号の勘定に係る定款第56条第2項の特別積立金の金額

2 前項の規定による共済金額の削減は、当該事業年度中に支払の事由が生じた共済金額のすべてについて、行うものとする。

第107条 この組合は、決算において共済金額の削減を生ずるおそれがある場合には、仮に

共済金額を削減して支払うことができる。

(共済金の支払の免責等)

第108条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第11条第1項の規定による義務を怠ったとき。
 - (2) 組合員が第12条の規定による指示に従わなかったとき。
 - (3) 組合員が第15条第1項、第2項又は第6項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - (4) 第93条第1項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設等に関する第94条第1項第2号から第4号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
 - (5) 組合員が第99条の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- 2 この組合は、組合員が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

(支払責任のない損害)

第108条の2 この組合は、自然の消耗によって生じた被覆物の損害について、園芸施設共済に係る共済金を支払う責めに任じないものとする。

(告知義務違反による解除)

第109条 組合員は、第93条第1項の規定による申込みの当時、園芸施設共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

- 2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該園芸施設共済の共済関係を解除することができる。
- 3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。
 - (1) 第93条第1項の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
 - (2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- 4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- 5 第2項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第93条第1項の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(重大事由による解除)

第109条の2 組合は、次に掲げる事由がある場合には、園芸施設共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第109条の3 園芸施設共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第109条2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除された時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第110条 園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第10条第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該園芸施設共済の共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該園芸施設共済の共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

(他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合)

第111条 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該特定園芸施設又は附帯施設の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 組合員は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該特定園芸施設若しくは附帯施設の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

3 第8条第1項の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第1項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

(共済金支払額等の通知)

第112条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、当該組合員に共済金の支払額、第105条第1項の損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を通知するものとする。

(無事戻し)

第113条 この組合は、園芸施設共済について、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前3事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る組合員負担共済掛金（以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。）の2分の1に相当する金額（当該前3事業年度間に共済金の支払を受け又は当該事業年度の前2事業年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該2分の1に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員に対して無事戻しをすることができる。

（1） 当該事業年度の前3事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき（当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員負担分の2分の1に相当する金額以上の金額であるときを除く。）

（2） 当該事業年度の前3事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員負担分の2分の1に相当する金額（当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該2分に1に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、定款第51条第4号の勘定に係る定款第56条第2項の特別積立金の金額に北海道農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

第6章 削 除

第1節 削 除

第114条～第139条 削 除

第2節 削 除

第1款 削 除

第140条～第141条 削 除

第2款 削 除

第142条～第143条 削 除

第7章 損害評価会及び損害評価員等

（損害評価会の設置）

第144条 この組合に、損害評価会を置く。

2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

3 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、組合長が総代会の承認を得て選任した委員17人以内をもって組織する。

（損害評価会の委員の任期）

第145条 損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。但し、定数の補充によって選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

2 任期満了によって退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行

う。

(損害評価会の会長)

第146条 損害評価会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(損害評価会の部会)

第147条 損害評価会に農畑作物共済部会、家畜共済部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、損害評価会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長をおく。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 損害評価会においてその旨を議決したときは、部会の議決をもって損害評価会の決議とすることができる。
- 6 前条4項の規定は、部会長について準用する。

(損害評価会の会議)

第148条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

- 2 損害評価会の会議の運営に関し必要な事項は、損害評価会運営規則で定める。
- 3 前項の損害評価会運営規則は損害評価会において定める。

(損害評価員)

第149条 この組合に損害評価員100人以内を置く。

- 2 損害評価員は、組合長の命を受けて共済目的の評価、損害の認定、損害等の防止等に従事する。
- 3 損害評価員は、組合長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 損害評価員の任期は第145条の規定を準用する。

(共済部長)

第150条 この組合に、集落その他これに準ずる地区ごとに共済部長を置く。

- 2 共済部長は、損害の通知の受理その他日常の組合の業務に関する事項について組合と担当地区内の組合員との連絡の任に当る。
また、必要に応じ、組合長の命を受けて共済目的の評価に従事する。
- 3 共済部長は、組合長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 共済部長の任期は第145条の規定を準用する。

(事業推進委員)

第151条 この組合に、事業推進委員100人以内を置く。

- 2 事業推進委員は、組合長の命を受けて、共済事業の推進に従事する。
- 3 事業推進委員は、組合長が理事会の承認を得て委嘱する。

(報酬)

第152条 損害評価会委員、損害評価員、共済部長には、総代会の議決により、報酬その他

の給与を支給する。

第8章 家畜診療所

(家畜診療所の設置)

第153条 この組合に、家畜診療所を置く。

- 2 家畜診療所は、家畜共済に付した家畜の診療及び損害防止を行う。
- 3 家畜診療所は、前項の事業に支障がない場合に限り、家畜共済に付していない牛、馬又は豚の診療を行うことができる。
- 4 この共済規程に規定するもののほか、家畜診療所の運営に関し必要な事項は、家畜診療所運営規則で定める。
- 5 前項の家畜診療所運営規則は、理事会において定める。

(家畜診療所運営委員)

第154条 家畜診療所の適正な運営を図るため、この組合に家畜診療所運営委員12名以内を置く。

- 2 家畜診療所運営委員は、組合長の諮問に応じて、家畜診療所の運営に関する重要事項について調査し、組合長に建議する。
- 3 家畜診療所運営委員は、組合長が総代会の承認を得て委嘱する。
- 4 家畜診療所運営委員の任期は第145条の規定を準用する。

(報酬)

第155条 家畜診療所運営委員には、総代会の議決により、報酬その他の給与を支給する。

附 則（平成20年3月27日 網農務第4538号指令認可）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 農作物共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適用するものとする。
- 3 家畜共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する家畜共済の共済関係から適用するものとする。
- 4 畑作物共済に係る規定は、平成20年産の畑作物に係る共済関係から適用するものとする。
- 5 園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとする。
- 6 任意共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する任意共済の共済関係から適用するものとする。

附 則（平成21年6月15日 網農務第1186号指令認可）

- 1 この共済規程は、網走支庁長の認可のあった日から施行する。
なお、変更後の第5条第4項、第27条第2項の規定は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行日から適用し、施行日前については、なお従前の例による。
- 2 変更後の第35条第3項、第4項の規定は、平成21年産水稻から適用する。

附 則（平成22年3月31日 網農務第4193号指令認可）

- 1 この共済規程の変更は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 施行日前に共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係については、なお従前の例による。但し、次項から第5項までに規定する規定の適用については、次項から第5項までに定めるところによる。
- 3 改正後の第21条、第58条第6項から第8項まで、第69条の2、第69条の3第1項（第69条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号、第90条の3、第90条の4第1項（第90条の3の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第3号、第109条の2、第109条の3第1項（第109条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号、第121条、第122条第1項（第121条の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号並びに第134条第2項の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。
- 4 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済事故が施行日以後に発生した場合には、改正後の第71条第1項及び第2項、第111条第1項及び第2項の規定を適用する。
- 5 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済金の支払を請求する権利（施行日前に発生した共済事故に係るものを除く。）の譲渡又は差押えが施行日以後にされた場合には、改正後の第71条第3項及び第111条第3項の規定を適用する。

附 則（平成22年6月24日 網農務第1316号指令認可）

- 1 この共済規程の変更は、北海道オホーツク総合振興局長の認可のあった日から施行する。
- 2 施行日前に共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第7項までに規定する規定の適用については、次項から第7項までに定めるところによる。
- 3 変更後の第2条第4項から第6項、第65条第1項第6号から第10号及び第102条第1項の規定は、平成22年4月1日から施行日前までに共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。

- 4 変更後の第35条の規定は、平成23年産の水稻及び麦から適用するものとし、平成22年以前の年産の水稻及び麦については、なお従前の例による。
- 5 変更後の第68条第3項の規定は、施行日前までに共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。
- 6 変更後の第2条第1項第5項、第6項、第4条第3項、第10条第2項、第5項、第11条第3項、第15条第5項、第18条、第20条第1項、第2項及び第114条から第143条、別表第1号、別表第2号、共済規程附属書「農作物共済、家畜共済、畑作物共済及び園芸施設共済共済金支払規程」の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 7 変更後の第149条第1項、第151条第1項、第3項及び第152条は、次期改選時から適用する。

附 則（平成23年4月7日 才農務第118号指令認可）

- 1 この共済規程の変更は、北海道オホーツク総合振興局長の認可のあった日から施行する。
- 2 改正後の第35条第1項及び第3項の規定は、平成23年産の水稻、平成24年産の麦から適用するものとし、平成22年以前の年産の水稻、平成23年以前の年産の麦については、なお、従前の例による。
- 3 改正後の第60条第2項の規定は、平成23年4月1日から適用するものとし、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお、従前の例による。

附 則（平成23年6月30日 才農務第1694号指令認可）

- 1 この共済規程の変更は、北海道オホーツク総合振興局長の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）の施行日（平成23年7月1日。以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 変更後の第2条第1項第2号及び同条第2項第2号及び第49条第1項第3号の規定は、適用日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、適用日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

附 則（平成23年9月30日 才農務第2374号指令認可）

- 1 この共済規程の変更は、北海道オホーツク総合振興局長の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）附則第1条第2号の掲げる規定の施行の日（平成23年10月1日。以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 変更後の第2条第2項第2号の規定は、適用日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、適用日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日 才農務第4387号指令認可）

- 1 この共済規程の変更は、北海道オホーツク総合振興局長の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の第103条第2項は、平成24年4月1日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係については、なお、従前の例による。

附 則（平成25年2月21日 才農務第3476号指令認可）

- 1 この共済規程の変更は、北海道オホーツク総合振興局長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成25年3月28日 才農務第3966号指令認可）

- 1 この共済規程の変更は、北海道オホーツク総合振興局長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成27年1月28日 才農務第3172号指令認可）

- 1 この共済規程の変更は、北海道オホーツク総合振興局長の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の第15条、第93条、第94条、第97条の2、第101条、第102条、第105条及び第108条の規定は、平成27年2月1日以後に共済責任期間を開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。

- 3 次の各号に掲げる共済関係は、第98条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、当該各号に定める日から共済責任期間を始めることができる。

(1) 平成27年1月31日までに成立している園芸施設共済関係

(2) 平成27年2月1日から同年2月28日までの間に成立している園芸施設共済の共済関係

当該共済関係が成立した日の翌日

- 4 前項各号に掲げる共済関係に係る組合員負担共済掛金の払込期限は、第101条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月10日までの間で組合員との協議により定めた日までとする。
- 5 組合員が正当な理由がないのに前項の規定による払込みを遅滞したときは、この組合は、当該園芸施設共済の共済関係を解除するものとする。
- 6 組合は、前項の規定により共済関係を解除した場合には、解除がされた時までに発生した共済事故による損害を補填する責任を負わない。

附 則（平成27年6月22日 才農務第1114号指令認可）

- 1 この共済規程の第15条第3項及び第67条第1項第5号の変更は、オホーツク総合振興局長の認可のあった日から施行する。

別 記〔第104条関係〕

$$\frac{n}{12}$$

nは、当該共済責任期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）

別表第1号 削 除

別表第2号 削 除

区域内における畑作物の望ましい作付け体系
輪 作 体 系 図

No. 1

平成20年産より適用

区 域	作付形態	1年目	2年目	3年目	4年目	技術対策等
雄 武	畑作専門	ばれいしょ	小 麦	て ん 菜	かぼちゃ	1 緑肥作物の作付、堆肥等有機質の施用により地力の向上を図る。
	畑作酪農	て ん 菜	かぼちゃ	牧 草	牧 草	
	酪農畑作	牧 草	牧 草	て ん 菜	デントコーン	
西興部	畑作専門	ばれいしょ	小 麦	て ん 菜	かぼちゃ	2 予防的防除を重点におき、病害予防を実施する。
	畑作酪農	て ん 菜	かぼちゃ	牧 草	牧 草	
	酪農畑作	牧 草	牧 草	て ん 菜	デントコーン	
興 部	畑作専門	ばれいしょ	小 麦	て ん 菜	かぼちゃ	3 べにばないんげんは連作可。
	畑作酪農	て ん 菜	かぼちゃ	牧 草	牧 草	
	酪農畑作	牧 草	牧 草	て ん 菜	デントコーン	
滝 上	畑作専門	小 麦	て ん 菜	かぼちゃ	スイートコーン	
	畑作酪農	て ん 菜	デントコーン	牧 草	牧 草	
	酪農畑作	牧 草	牧 草	て ん 菜	デントコーン	
紋 別	畑作専門	ばれいしょ	小 麦	て ん 菜	かぼちゃ	
	畑作酪農	て ん 菜	かぼちゃ	牧 草	牧 草	
	酪農畑作	牧 草	牧 草	て ん 菜	デントコーン	

注) 1 この作付体系に合致しない場合は、農業改良普及センターの意見を参考に引受の適否を検討する。

2 括弧書は「又は」の意味であり、連作は回避する。

共済規程78条第1項第2号 別表

区域内における畑作物の望ましい作付け体系
輪 作 体 系 図

No. 2

平成20年産より適用

区 域	作付形態	1年目	2年目	3年目	4年目	技術対策等
湧 別	畑作専門	秋播小麦	てん菜	南 瓜 (スイートコーン)	秋播小麦	1 緑肥作物の作付、堆肥等有機質の施用により地力の向上を図る。
	畑作酪農	秋播小麦	てん菜	ばれいしよ	秋播小麦	
	酪農畑作	秋播小麦	てん菜	飼料作物	秋播小麦	
遠 軽	畑作専門	秋播小麦	てん菜	南 瓜 (スイートコーン)	秋播小麦	2 予防的防除を重点におき、病害予防を実施する。
	畑作酪農	秋播小麦	てん菜	ばれいしよ	秋播小麦	
	酪農畑作	秋播小麦	てん菜	飼料作物	秋播小麦	
白 滝	畑作専門	秋播小麦	てん菜	南 瓜 (スイートコーン)	秋播小麦	3 べにばないんげんは連作可。
	畑作酪農	秋播小麦	てん菜	ばれいしよ	秋播小麦	
	酪農畑作	秋播小麦	てん菜	飼料作物	秋播小麦	
丸瀬布	畑作専門	秋播小麦	てん菜	南 瓜 (スイートコーン)	秋播小麦	
	畑作酪農	秋播小麦	てん菜	ばれいしよ	秋播小麦	
	酪農畑作	秋播小麦	てん菜	飼料作物	秋播小麦	
生田原	畑作専門	秋播小麦	てん菜	南 瓜 (スイートコーン)	秋播小麦	
	畑作酪農	秋播小麦	てん菜	ばれいしよ	秋播小麦	
	酪農畑作	秋播小麦	てん菜	飼料作物	秋播小麦	
佐呂間	畑作専門	秋播小麦	てん菜	南 瓜 (スイートコーン)	秋播小麦	
	畑作酪農	秋播小麦	てん菜	ばれいしよ	秋播小麦	
	酪農畑作	秋播小麦	てん菜	飼料作物	秋播小麦	
転作耕地	水 稲	緑 肥	豆 類	秋播小麦	緑 肥	
		秋播小麦	豆 類	てん菜	秋播小麦	
		豆 類	秋播小麦	豆 類	豆 類	

注) 1 この作付体系に合致しない場合は、農業改良普及センターの意見を参考に引受の適否を検討する。

2 括弧書は「又は」の意味であり、連作は回避する。

区域内における畑作物の望ましい作付け体系
輪 作 体 系 図

No. 3

平成20年産より適用

区 域	作付形態	1年目	2年目	3年目	4年目	技術対策等
留辺蘂	畑作専門	野 菜 (ばれいしょ)	小 麦	て ん 菜	豆 類	1 緑肥作物の作付、堆肥等有機質の施用により地力の向上を図る。 2 予防的防除を重点におき、病害予防を実施する。 3 べにばないんげんは連作可。
	畑作酪農	小 麦	て ん 菜	デントコーン	牧 草	
置戸町	畑作専門	ばれいしょ (スイートコーン)	小 麦	て ん 菜	豆 類	
	畑作酪農	小 麦	て ん 菜	デントコーン	牧 草	
訓子府町	畑作専門	ばれいしょ (スイートコーン)	小 麦	て ん 菜	豆 類	
	畑作酪農	小 麦	て ん 菜	デントコーン	牧 草	
北 見	畑作専門	ばれいしょ (春播麦)	小 麦	て ん 菜	豆 類	
	畑作酪農	小 麦	て ん 菜	デントコーン	牧 草	
端 野	畑作専門	ばれいしょ (春播麦)	小 麦	て ん 菜	豆 類	
	畑作酪農	小 麦	て ん 菜	デントコーン	牧 草	
転作耕地	水 稻	小 麦	て ん 菜	豆 類	ばれいしょ (春播麦)	
	畑作専門	緑 肥	小 麦	て ん 菜	豆 類	
	畑作酪農	豆 類	小 麦	て ん 菜	緑 肥	

注) 1 この作付体系に合致しない場合は、農業改良普及センターの意見を参考に引受の適否を検討する。

2 括弧書は「又は」の意味であり、連作は回避する。

共済規程78条第1項第2号 別表

区域内における畑作物の望ましい作付け体系
輪 作 体 系 図

No. 4

平成20年産より適用

区 域	作付形 態	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	技術対策等
常 呂	/	て ん 菜 (春播麦)	ばれいしよ (春播麦、 豆 類)	秋播小麦 (豆 類) 緑肥	ばれいしよ	1 緑肥作物の 作付、堆肥等有 機質の施用に より地力の向 上を図る。 2 予防的防除 を重点におき、 病害予防を実 施する。 3 べにばない んげんは連作 可。
津 別	/	て ん 菜 (春播麦)	ばれいしよ (春播麦、 豆 類)	秋播小麦 (豆 類) 緑肥	ばれいしよ	
美 幌	/	て ん 菜 (春播麦)	ばれいしよ (春播麦、 豆 類)	秋播小麦 (豆 類) 緑肥	ばれいしよ	
女満別	/	て ん 菜 (春播麦)	ばれいしよ (春播麦、 豆 類)	秋播小麦 (豆 類) 緑肥	ばれいしよ	
東藻琴	/	て ん 菜 (春播麦)	ばれいしよ (春播麦、 豆 類)	秋播小麦 (豆 類) 緑肥	ばれいしよ	
網 走	/	て ん 菜 (春播麦)	ばれいしよ (春播麦、 豆 類)	秋播小麦 (豆 類) 緑肥	ばれいしよ	
小清水	/	て ん 菜 (春播麦)	ばれいしよ (春播麦、 豆 類)	秋播小麦 (豆 類) 緑肥	て ん 菜	
斜 里	/	て ん 菜 (春播麦)	ばれいしよ (春播麦、 豆 類)	秋播小麦 (豆 類) 緑肥	て ん 菜	
清 里	/	て ん 菜 (春播麦)	ばれいしよ (春播麦、 豆 類)	秋播小麦 (豆 類) 緑肥	て ん 菜	
転作耕地	水 稻	豆 類 (春播麦)	秋播小麦 緑肥	豆 類	緑 肥	
		秋播小麦 (豆 類) 緑肥	豆 類	て ん 菜	ばれいしよ	

注) 1 この作付体系に合致しない場合は、農業改良普及センターの意見を参考に引受の適否を検討する。

2 括弧書は「又は」の意味であり、連作は回避する。

【共済規程附属書】

農作物共済、家畜共済、畑作物共済及び園芸施設共済 共済金支払規程

第1条 この組合は、共済規程第18条の規定により、農業災害補償法に基づく農作物共済、家畜共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済金の適正なる支払の実施を図るため、この規程に定めるところにより共済金の支払を行う。

第2条 この組合の組合員は、農作物共済、家畜共済、畑作物共済及び園芸施設共済にかかる共済金の支払を受ける金融機関を組合に登録しなければならない。

2 組合員は、前項により登録した金融機関を変更しようとするときは、速やかに、その旨組合に登録しなければならない。

第3条 この組合の組合員が前条の規定により登録する金融機関は、この組合の事業区域内の農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合、銀行並びに信用金庫とする。

第4条 この組合は、第2条の規定により組合員より金融機関の登録又は登録変更の届出があったときは、遅滞なく当該金融機関に連絡しなければならない。

第5条 この組合は、農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に第2条の規定により組合員の登録した金融機関の個人別預貯金口座に当該組合員に係る共済金を振り込まなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、組合員に対し現金をもって共済金の支払を行うことができる。

(1) 第2条の規定により登録した金融機関が経営不振となり、共済金の支払時に預貯金の払戻しを停止し又は制限している場合

(2) 家畜共済に付されている家畜が死亡し、若しくは廃用となった場合又は疾病若しくは傷害に関し指定獣医師（家畜共済に付されている家畜について診療の円滑適正を図るためにこの組合と指定獣医師契約を締結している獣医師をいう。）の診療を受けた場合

2 この組合は、前項の振込後遅滞なく当該組合員に対して支払通知書を発行しなければならない。